



# みんなで支え 共につくる田舎<sup>ま</sup><sup>ち</sup> 黒松内

「納得できる人生」と  
「ささやかな豊かさを感じられる地域社会」を目指して

## 第4期 黒松内町地域福祉計画

令和2年度～令和6年度



北海道  
黒松内町  
HOKKAIDO KUROMATSUNAI TOWN

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2

## 第2章 時代の潮流

1 人口減少から 2040 問題へ.....	3
2 高度情報化の進展.....	4
3 多文化共生.....	5
4 格差・貧困の世代間連鎖.....	6
5 地域共生社会.....	7

## 第3章 黒松内町の状況

1 人口の推移 ～ 顔が見える人口規模.....	9
2 地域別の人口 ～ 危ぶまれる地域コミュニティの維持.....	11
3 黒松内町の資源 ～ 社会資源は市街地に集中.....	12
4 就業状況 ～ 恒常的な人材不足.....	13
5 財政状況 ～ ひっ迫する財政.....	14

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿.....	15
2 計画の基本的な考え方.....	15
I 納得できる人生	
I-1 ブナっ子の輝く笑顔のために.....	18
I-2 黒松内を担う世代が活躍するために.....	24
I-3 黒松内で豊かに暮らし続けるために.....	30
II ささやかな豊かさを感じられる地域社会	
II-1 ぬくもりのある地域づくり.....	36
II-2 暮らしをつなぐ支援の連動.....	40
II-3 必要とされる人材の確保.....	44
II-4 安全・安心な地域づくりと市街地への緩やかな誘導.....	48

参考資料.....	52
-----------	----

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

子供、障がい者、高齢者の支援に加え、生活困窮やひきこもりなど、地域課題は複合化する一方、人口減少や少子高齢化の進行、住民同士の関係希薄化などにより、これまで地域の中にあつた住民同士の支え合いによる身近な助け合いが機能しなくなることが懸念され、特に小規模自治体ほど衰退のスピードが加速していると言われています。

本町においても、平成17年（2005年）に第1期地域福祉計画を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な地域福祉施策を進めてきました。その間、他の小規模自治体と同様に人口減少は地域の努力を超えて進行し、担い手不足からコミュニティ自体が機能しづらくなり、その対応に苛まれる厳しい状況も見え始めていることから、限られた人材と地域資源をつなぎ、公的支援とともに町民が互いに支え合える黒松内版「地域共生社会」の実現が求められます。

この第4期地域福祉計画は、本町の5年後のあるべき姿を描き、官民の役割分担の下で効率的かつ効果的に展開する施策の方向性を示すことで、関係者はもとより、町民が歩むべき道筋を明らかにさせるために策定するものです。

## 2 計画の位置付け

### 2-（1）計画の法的根拠

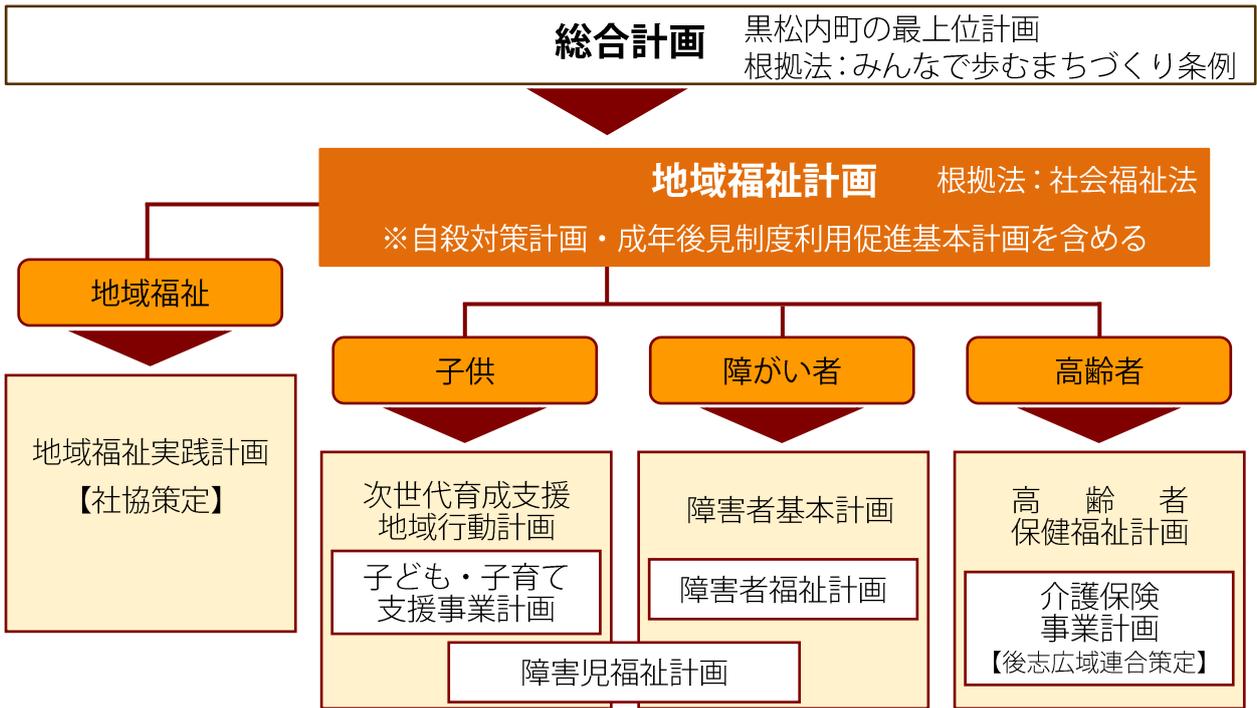
本計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行動計画であり、同法107条に規定された「市町村福祉計画」です。

また本計画には、福祉施策と密接に関係する自殺対策基本法第13条に規定された「市町村地域自殺対策計画」及び、成年後見制度利用促進法第14条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）」の内容を含めています。

### 2-（2）計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「第4次黒松内町総合計画」で定めた方針に沿って策定する個別計画の一つで、本町の地域福祉施策の方向性を示したものです。また、地域福祉・子供・障がい者・高齢者についての各個別計画の上位計画として位置付けられます。

図表 1 計画の位置付け



### 3 計画の期間

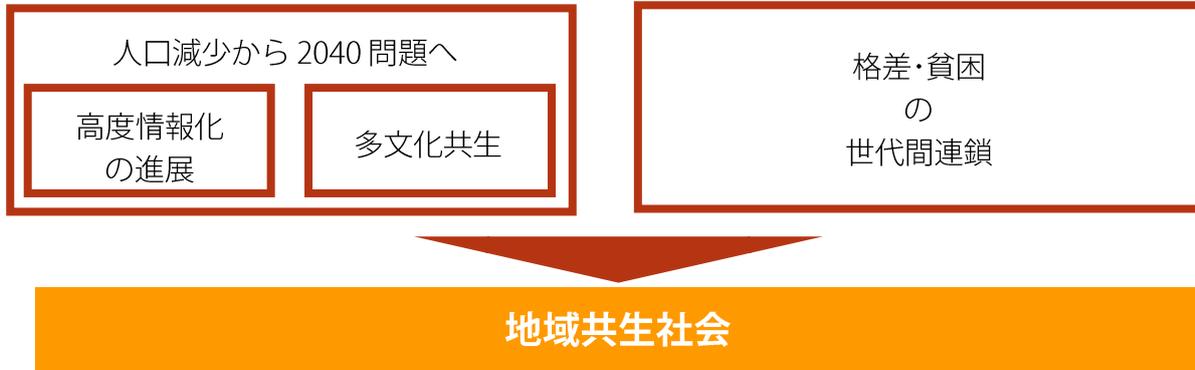
本計画の期間は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間です。

図表 2 地域福祉計画と個別計画の対象期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第3期地域福祉計画				第4期地域福祉計画						第5期
第5期地域福祉実践計画				第6期地域福祉実践計画						第7期
第1期 次世代育成支援地域行動計画				第2期 次世代育成支援地域行動計画						第3期
第1期 子ども・子育て支援事業計画				第2期 子ども・子育て支援事業計画						第3期
第2期 障害者基本計画			第3期 障害者基本計画						第4期	
第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期	
			第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期	
第6期 高齢者保健福祉計画			第7期 高齢者保健福祉計画			第8期 高齢者保健福祉計画			第9期	
第6期 介護保険事業計画			第7期 介護保険事業計画			第8期 介護保険事業計画			第9期	

## 第2章 時代の潮流

我が国の社会情勢は、様々な分野において新たな対応が求められています。当計画の策定にあたり、次の五項目を踏まえるべき時代の潮流として挙げます。



### 1 人口減少から 2040 問題へ

我が国の総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少へ転じました。近年の出生数は年間 100 万人に満たず、令和 22 年（2040 年）には 74 万人程度になると推計されており、少子化の進行により生産年齢人口は減少していきます。一方で、高齢者人口は増加しており、令和 7 年（2025 年）にはいわゆる「団塊世代<sup>1</sup>」が全て 75 歳以上、令和 22 年（2040 年）にはいわゆる「団塊ジュニア世代<sup>2</sup>」が全て 65 歳以上となり、高齢者人口は 3,921 万人、高齢化率は 35.3% となりピークを迎えるとみられています。

北海道の人口は平成 9 年（1997 年）の約 570 万人をピークに、全国より約 10 年早く減少局面に入っており、少子化の進行により既に年少人口の減少は顕著となっています。総人口は平成 22 年（2010 年）の約 550 万人から令和 22 年（2040 年）には約 419 万人にまで減少すると推計され、高齢化率は 24.7% から 40.7% に上昇するとされています。

人口減少・高齢化が進行すると、生産年齢人口の減少は加速し、人口規模が小さい市町村ほど、深刻な労働力不足に陥ります。生産・消費など経済活動の深刻な停滞、税収減による公共部門のサービス・投資余力の著しい低下が起こるだけでなく、高齢者福祉をはじめとした社会保障に係る経費の増大などが想定され、地域の社会経済を支える重要な機能が危機的な状況に陥ると考えられます。

<sup>1</sup> 団塊世代…第 2 次世界大戦後の第 1 次ベビーブーム（1947～49 年）生まれの世代。人口規模の大きさから社会への影響力の強さが指摘されている。

<sup>2</sup> 団塊ジュニア世代…第 2 次ベビーブーム（1971～74 年）生まれの「団塊世代」の子供の世代。団塊世代と同じく、人口規模の大きさから社会への影響力の強さが指摘されている。

世界的にロボット技術や ICT<sup>3</sup>・IoT<sup>4</sup>を活用した取組が進行し、第4次産業革命<sup>5</sup>による超スマート社会が到来するとされています。

航空業界では、手荷物積み降ろし作業の負担を軽減するためパワースーツを導入し、農業分野では、測位衛星の位置情報を利用した無人トラクターの実用化による農作業の自動化・効率化が進みつつあります。また、医療分野では、ウェアラブルデバイス（身体に装着して利用する端末）を用いてリアルタイムで健康状態の記録・管理を行い、病気の予防や早期発見等に利用するなど、既に、様々な分野でロボット技術や ICT・IoT を活用した取組が進められています。

今後、テクノロジーの進展により新しい価値やサービスが次々と創出され、特別の知識・スキルが求められない作業・データの分析・自動車の運転など、従来人間によって行われていた労働をロボットや AI<sup>6</sup>が代替・補助することが予想されています。

今後更に高齢化が進行することから、医療・介護分野は需要の増加が見込まれます。また、深刻な労働力不足の下で安定的にサービスを提供するには、IoT によるバイタル収集、AI による診断、パワースーツによる移乗介助など、テクノロジーを最大限活用した省力化と生産性の向上が求められます。

---

<sup>3</sup> ICT…情報通信技術。「Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジー)」の略語。

<sup>4</sup> IoT…建物、電化製品、自動車、医療機器などのあらゆる物がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする技術の総称。「Internet of Things(インターネット オブ スィングス)」の略語。

<sup>5</sup> 第4次産業革命…インターネットを介してあらゆる物がつながる IoT<sup>4</sup> と、収集・蓄積されたビッグデータを AI<sup>6</sup> が自ら判断し動くことで、あらゆる産業で更なるデジタル化、コンピュータ化が進むことにより新たな価値の創出が可能になると言われている産業と社会構造の変革。

<sup>6</sup> AI…人工知能。人間が持つ学習、推論、判断などの知的行動をコンピュータに行わせる技術。「Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)」の略語。

少子高齢化による人口減少が進んでいる一方で、グローバル化により外国人定住者は増えてきています。平成30年（2018年）6月末において、在留外国人は約264万人と5年間で約3割増加しており、このうち外国人労働者数は平成30年（2018年）10月末時点で約146万人、前年同期比で約14%の増加と、過去最高を更新しました。

世界の人口の伸びは今後低下するとみられ、先進国では既に労働力不足を補うための人材確保が進められています。我が国においては、入管法を改正し、新たな在留資格制度が創出され、「特定技能」の外国人の増加が見込まれています。

北海道は全国を上回るスピードで人口減少が進行しており、様々な業種で人手不足が深刻化していることから、外国人材の受け入れは今後ますます重要になります。こうした背景から、北海道は平成31年（2019年）3月に「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を定め、安心して働き、暮らすことができる環境づくりを進めるとともに、魅力を国内外に情報発信していくことで、就労する外国人材の増加を目指す方針を打ち出しました。

市町村においても、適切な雇用管理や在留管理はもとより、地域社会の一員となる生活者としての受け入れ、互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく「多文化共生社会」への対応が求められます。

---

<sup>7</sup> **特定技能**…新たに創設された外国人の在留資格。特定技能は、介護、建設、電気・電子情報関連産業などの14分野。「相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事する在留資格（特定技能1号）」と「熟練した業務に従事する在留資格（特定技能2号）」の2種がある。

少子高齢化の進行、単身世帯、核家族世帯の増加により、地域における住民同士のつながりが希薄化し、社会的に孤立している人が増え、また、ひきこもりの長期化により 80 代の親が自分の年金で 50 代の子を支える「8050 問題」が深刻化しています。

一方、非正規雇用の増加等により賃金や処遇の格差も広がり、「子供のいる世帯」の貧困率は 12.9%（平成 27 年（2015 年））で、そのうち「一人親世帯」の貧困率は 50.8%と、貧困の割合が特に高くなっています<sup>8</sup>。親の経済的困窮が子供の教育環境や進学にも大きな影響を及ぼすことから、貧困の世代間連鎖は大きな課題となっています。

貧困世帯の増加は、国の税収入の低下、社会保障費の増大に加え、教育機会の低下による人的資源の不足など、将来に大きな影響を及ぼします。そのため、格差・貧困対策は、社会福祉の分野のみにとどまらず、社会全体に関わる「未来への投資」であると考えられます。

平成 27 年（2015 年）4 月、生活保護に至る前の生活困窮者を包括的に支援することを目的とした生活困窮者自立支援制度が始まりました。全国の福祉事務所設置自治体に相談窓口を設置し、自立相談支援を実施するほか、自治体によっては就労支援や家計相談、子供の学習支援などの事業が行われ、これまで複合的な課題を抱えながらも制度の狭間に置かれてきた生活困窮者の支援が進められています。

平成 30 年度（2018 年度）の制度改正では、子供の学習支援に加え、生活習慣・生活環境の向上など生活面における課題の改善に関する助言や、進学・就労など進路選択に関する助言など、子供のライフステージに応じて総合的に対応する支援が盛り込まれ、格差や貧困の世代間連鎖を断ち切り、将来の自立した生活に結びつくための取組が進められようとしているところです。

しかしながら、我が国では、現役世代の所得が、公的年金制度や介護保険制度、公的医療保険制度など、高齢者への社会保障給付として再分配されるなど、相対的に高齢者に手厚い構造となっていることから、今後、非正規雇用の単身世帯や一人親世帯など収入の少ない現役世帯に対する対策も課題となっています。

また、社会保険料の負担の増加や所得税率構造の見直しにより、低所得者の負担は増加し、国民年金や国民健康保険料の未納や滞納の増加につながっているほか、都市部と地方など地域間における所得や労働生産性、産業構造の差は、若年層の都市部への流出につながり、地域間の格差を更に拡大させているなど、貧困対策にはまだ多くの課題が残されています。

---

<sup>8</sup> 出典：厚生労働省 平成 28 年（2016 年）国民生活基礎調査

少子高齢化の進展により、労働力人口の減少が続き、担い手不足から経済成長が抑制される可能性が高まると考えられます。平成 28 年（2016 年）6 月にあらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

当プランは、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、その取組自体が経済を強くするような新たな経済社会システムづくりに挑戦する内容であり、これまでサービスの「受け手」であった高齢者や障がい者等も希望や能力に応じて「支え手」として最大限活躍できる環境を整備するとされています。

生活の場においても、子供・高齢者・障がい者などのあらゆる住民が役割を持ち、福祉などの地域の公共サービスと協働して助け合いながら暮らすことを目指す「地域共生社会」の実現が求められ、障害や世代を問わず全ての住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、支え合い、自分らしく活躍できる地域社会の構築に向けての取組が動き始めています。

地域では担い手不足を背景に様々な課題が顕在化していますが、高齢者や障がい者などに活躍の機会を提供することで地域の人材となり、身近な困りごとやニーズに対応していくことが、地域社会において資源の有効活用や活性化にもつながります。

## 第3章 黒松内町の状況

当計画の策定にあたり、本町の現状を次の五つに整理しました。

### 1 顔が見える人口規模

本町の人口は更に減少が続くと見込まれていますが、困難を抱える人が都会と比べて比較的見つけやすく、地域や関係者が緩やかに見守ることができる面は、小さな田舎の強みです。



### 2 危ぶまれる地域コミュニティの維持

町民の約8割が黒松内地域に集中し、既に豊幌地域と大成地域は約50人まで減少、白井川地域、豊幌地域、大成地域は高齢化率が5割を超え、地域にある助け合いの維持も困難となってきました。



### 3 社会資源は市街地に集中

医療・福祉サービス事業所、金融機関、商店などの社会資源は黒松内市街地に集中し、コンパクトにまとまっています。



### 4 恒常的な人材不足

就業者の約7割が第三次産業に従事し、特に「医療・福祉」は3割を超えています。就業者割合は北海道と比較しても高く、既に多くの町民が働いていますが、福祉施設では人材が確保できず、利用定員の受け入れが困難な状況に陥りつつあります。



### 5 ひっ迫する財政



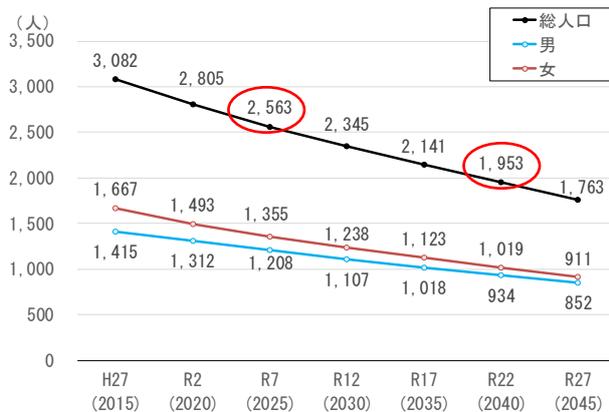
町の収入は、約半分が国からの地方交付税です。地方交付税は人口減少とともに減額され、今後、総合体育館、町立診療所の建設に要した借入金償還が始まり、また、新たに学校給食センター建設なども予定しているため、更に厳しい財政運営が迫られます。

## 人口の推移

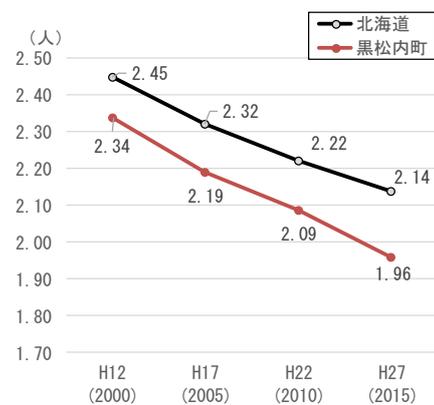
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」によると、総人口は平成 27 年（2015 年）時点の 3,082 人から減少傾向が続き、令和 7 年（2025 年）には 2,563 人、令和 22 年（2040 年）には 2 千人を割り 1,953 人になると推計されています（図表 3）。

また、世帯の平均人員数も減少傾向にあり、核家族化が進行しています（図表 4）。

図表 3 黒松内町推計人口（総人口・男女別）



図表 4 世帯平均人員数（北海道・黒松内町別）



出典（左図）：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

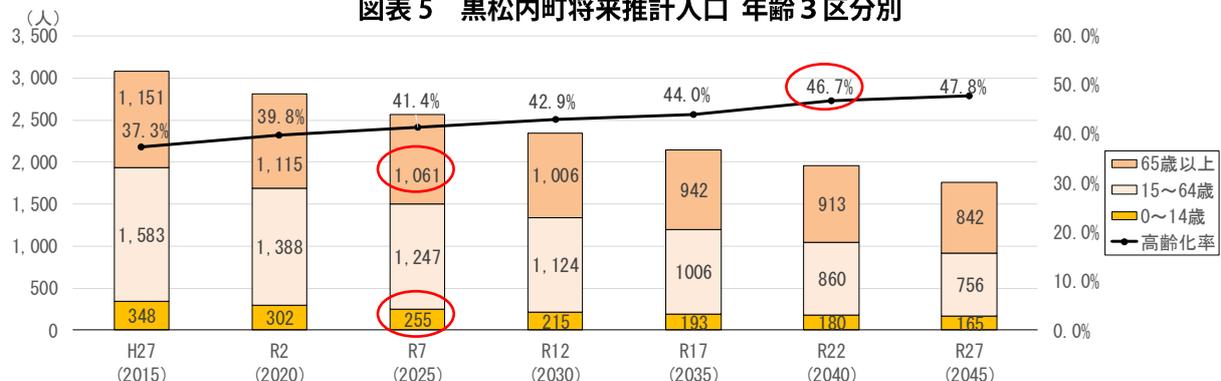
出典（右図）：総務省 平成 27 年（2015 年）国勢調査

## 少子化・高齢化の進行

0～14 歳人口（年少人口）は平成 27 年（2015 年）に 348 人でしたが、令和 7 年（2025 年）には 255 人まで減少し、また、65 歳以上の高齢者人口も令和 7 年（2025 年）には、1,061 人まで減少すると見込まれます。

人口構成比では、高齢者の割合が今後高くなり、令和 22 年（2040 年）には 46.7%となると推計されています（図表 5）。

図表 5 黒松内町将来推計人口 年齢 3 区分別



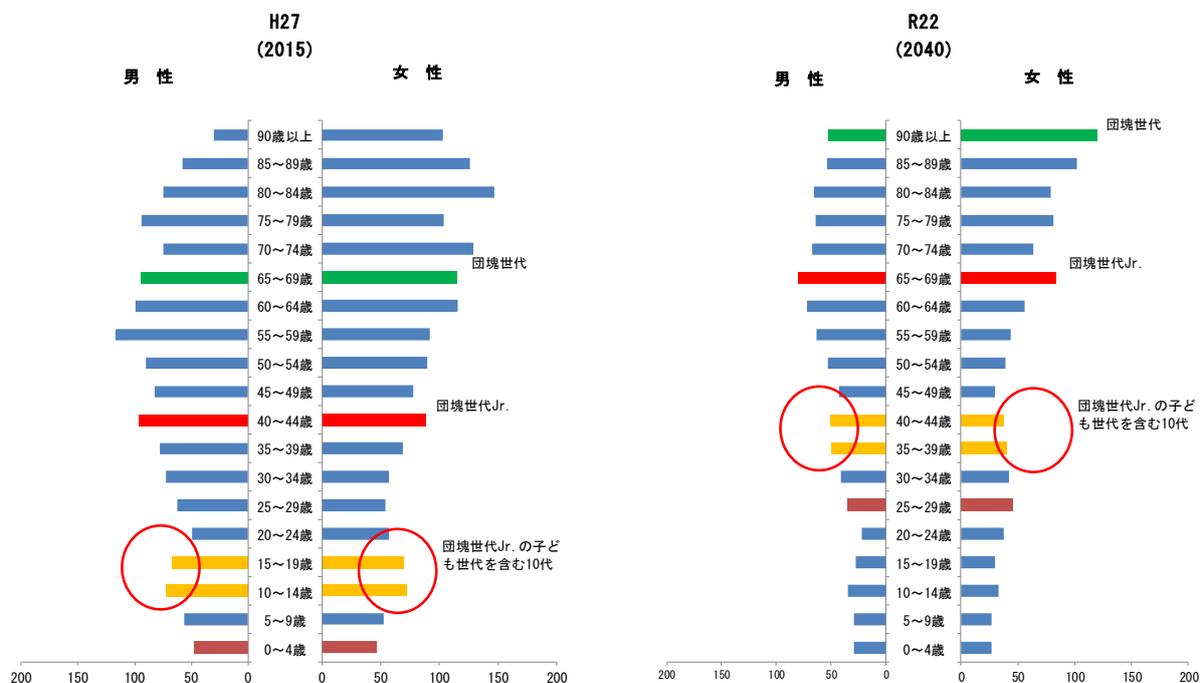
出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

## 人口構造の変化

令和 22 年（2040 年）には 15～64 歳の人口（生産年齢人口）が 860 人になると推計されています。

平成 27 年（2015 年）の本町の合計特殊出生率は 1.40 でした。将来も少子化が続く場合、本町の人口構造は大きく変化していきます（図表 6）。

図表 6 人口ピラミッドの比較（H27、R22）



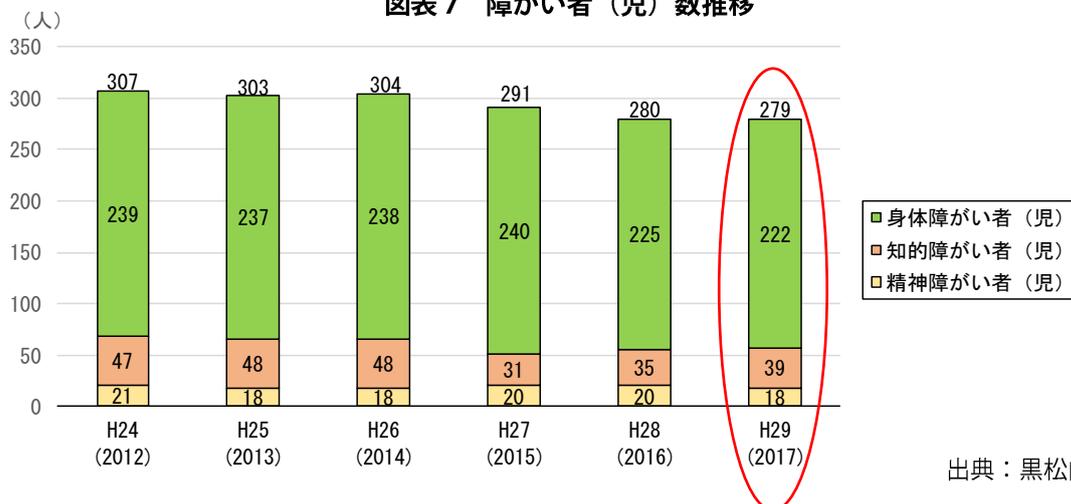
出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

## 障がい者（児）数の推移

障がい者の総数は、平成 29 年（2017 年）時点で 279 人となっています（図表 7）。

障がい者数は減少傾向にあり、障害の種類別では身体障害が最も多く 222 人、次いで知的障害が 39 人、精神障害が 18 人となっています。

図表 7 障がい者（児）数推移



出典：黒松内町資料

## 2

## 地域別の人口 ～ 危ぶまれる地域コミュニティの維持

本町の地域を大きく分けると7地域となり、概ねどの地域も役場から約10km以内の範囲(車で約15分)に位置しています。

人口分布は、平成31年(2019年)4月30日現在、黒松内地域に約8割の2,215人が集中していますが、2番目に多い白井川地域は218人と8%を割り、その他の地域は4%以下で中ノ川地域・熱郭地域・豊幌地域・大成地域は100人を下回っています(図表8)。また、白井川地域は高齢者の割合が59.6%と最も高く、豊幌地域・大成地域も高齢者割合が50%を超えています。

図表8 地域別人口(平成31年(2019年)4月30日現在)



出典：黒松内町資料

### 3

## 黒松内町の社会資源 ～社会資源は市街地に集中

医療機関、福祉事業所、金融機関、商店などの社会資源は黒松内地域に集中し、市街地はコンパクトにまとまっています。(図表9)。

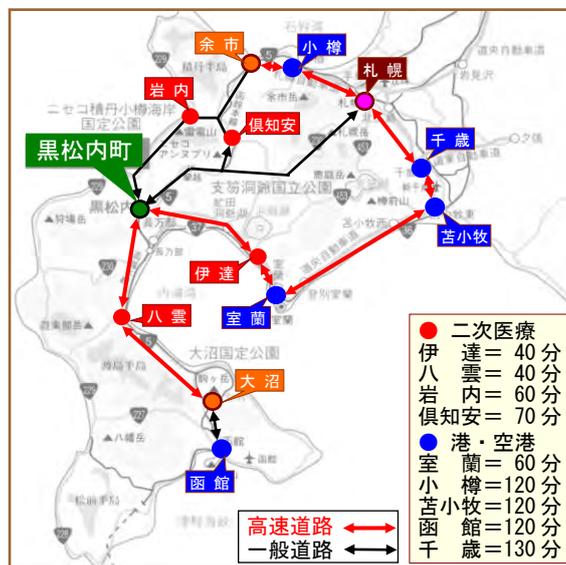
本町で補えない専門医療などは、町外の市町に依存しており、二次医療機関のある伊達市や八雲町は高速道路を利用すると約40分の距離となっています(図表10)。

図表9 医療機関や福祉施設の位置



出典：黒松内町資料

図表10 黒松内町位置図 (広域)



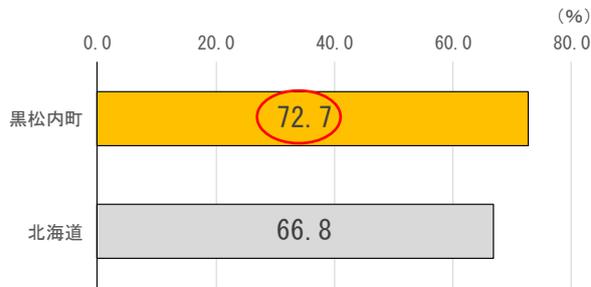
出典：黒松内町資料

# 4

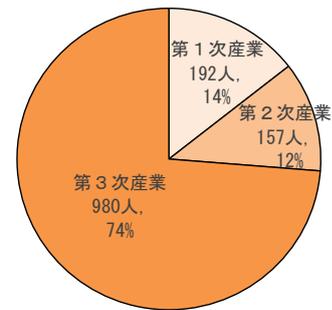
## 就業状況 ～ 恒常的な人材不足

15～64歳（生産年齢人口）における就業者割合は、北海道全体と比べて約6ポイント高く（図表11）、約7割が第三次産業に就業しています（図表12）。

図表 11 就業者割合比較



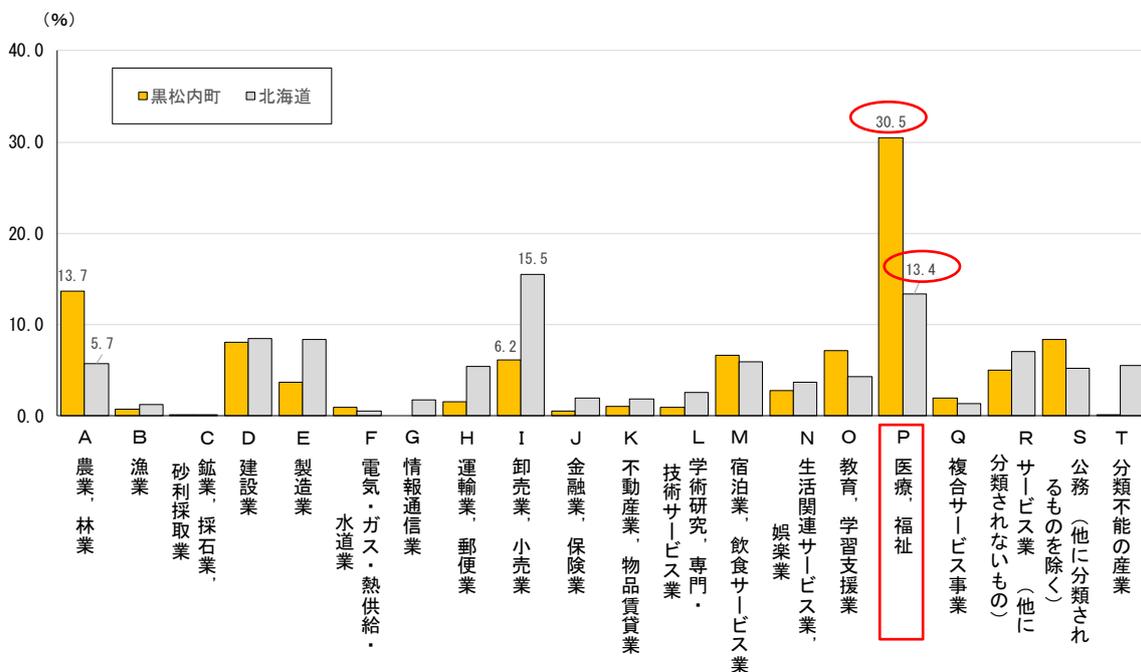
図表 12 黒松内町 産業区別就業者割合



出典：総務省 平成27年（2015年）国勢調査

産業別に就業者の割合をみると、「医療、福祉」の就業者は、本町就業者全体の30.5%となっており、北海道全体と比べても17ポイント以上高くなっていますが、医療・福祉事業所では恒常的な人材不足から、現状のサービスの維持が困難となりつつあります（図表13）。

図表 13 産業別就業者割合



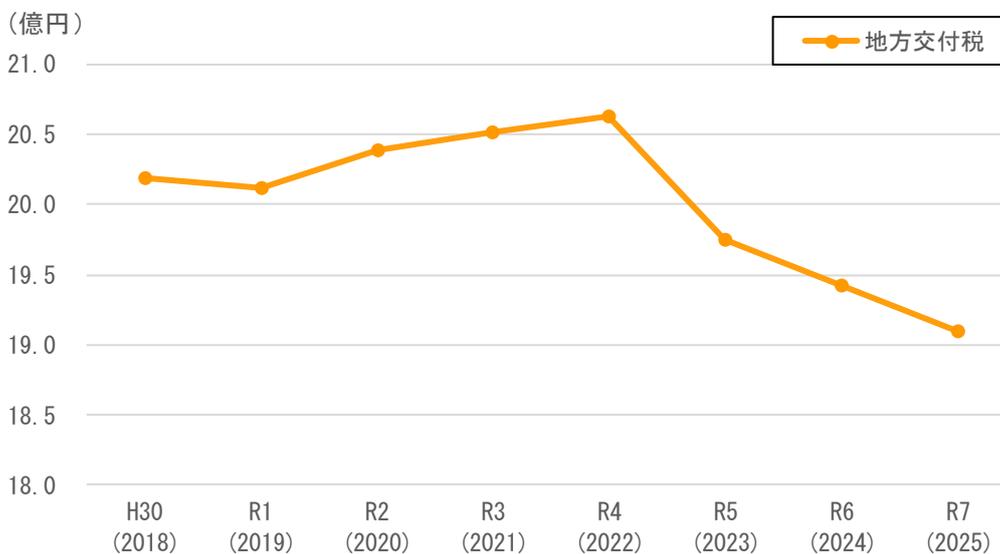
出典：総務省 平成27年（2015年）国勢調査

本町の収入の約5割を占める地方交付税<sup>9</sup>は、人口減少とともに減額（図表14）されています。また、生産年齢層が減ることで税収の減少を招くこととなります。

人口減少と同時に進む少子高齢化により、高齢者層の割合が増加することで医療や福祉に要する扶助費<sup>10</sup>もかさむほか、学校施設大規模改修の償還に加え、総合体育館建設や町立診療所建設の償還が始まるだけでなく、新たに整備が必要となる学校給食センター建設、老朽化した町営住宅更新等が予定されていることから、公債費<sup>11</sup>は増えていくものと予測されます。

既に年度間の財源不足を補う財政調整基金<sup>12</sup>は平成29年度（2017年度）から取り崩しており、今後も収入は減少傾向で推移していくと見込まれるため、更に厳しい財政運営に迫られます。

図表14 地方交付税の見通し



出典：黒松内町資料

<sup>9</sup> 地方交付税…国内どの地域においても一定の行政サービスが提供できるよう、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、国が国税として地方に代わって徴収した地方税を再分配する税の仕組み。

<sup>10</sup> 扶助費…医療や福祉などの社会保障に関する費用に対して支出される経費。

<sup>11</sup> 公債費…借入金の償還金と利子に対して支出される経費。

<sup>12</sup> 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てた基金。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 目指す姿



#### まち みんなで支え共につくる田舎 黒松内

「納得できる人生」と「ささやかな豊かさを感じられる地域社会」を目指して

住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けることは、全ての町民の願いです。

本町の人口は約2,800人。これからも人は減り続けていく田舎です。

そんな田舎だからこそ、地域で暮らす一人ひとりが地域の一員としてつながりを持ち、力を合わせなければ、将来にわたり持続可能な田舎を維持することはできません。

当計画は、主役である町民が「ささやかな豊かさを感じる」ことで「納得した人生」を送り続けることが大切という思いがあります。

そのためには、今後ますます多種多様となる地域課題に対して、地域の様々な資源や人材をつなげ、手に手を取り合い助け合うことができる地域社会の実現が求められます。

目指す姿は、これから取り組む地域施策の指標となるものです。これまで以上に町民が地域の一員として活躍しながら、できるだけ長く愛着のある地域で「自分らしい生活」を続けられる田舎を目指し、歩んでいきます。

### 2 計画の基本的な考え方

目指す姿の実現に向けて、次の二つの基本的な考え方を設定します。

#### I 納得できる人生

テーマは「人」。

地域社会において、自分らしく暮らし続けるために欠かせない健康と生き方について、子供から高齢者までのライフステージごとに展開する3施策の方向性を示します。

- 1 ブナっ子の輝く笑顔のために
- 2 黒松内を担う世代が活躍するために
- 3 黒松内で豊かに暮らし続けるために

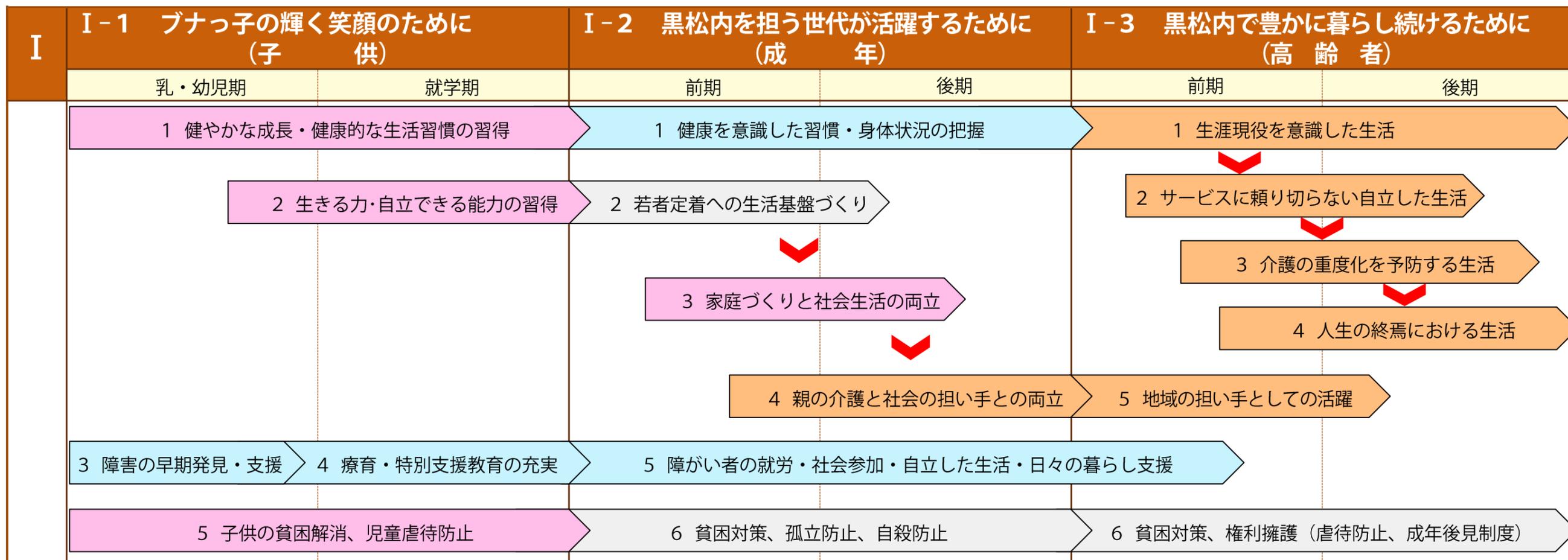
#### II ささやかな豊かさを感じられる地域社会

テーマは「地域」。

地域で暮らす住民が、互いに手を取り合い助け合える黒松内版「地域共生社会」に向けて、支え合い活動、人材確保、災害対策など地域全体で展開する4施策の方向性を示します。

- 1 ぬくもりのある地域づくり
- 2 暮らしをつなぐ支援の連動
- 3 必要とされる人材の確保
- 4 安全・安心な地域づくりと市街地への緩やかな誘導

図表 15 施策概念図



II	II-1 めくもりのある地域づくり (地 域)	II-2 暮らしをつなぐ支援の連動 (機 関)	II-3 必要とされる人材の確保 (人 材)	II-4 安全・安心な地域づくりと 市街地への緩やかな誘導 (安全安心)
	1 地域のつながり強化	1 関係機関等との連携強化	1 専門人材確保対策の強化	1 災害時に地域が判断・対応できる環境づくり
	2 身近な助け合いの維持	2 ライフステージに応じた情報の提供	2 外国人材の受け入れ	2 配慮が必要な人に対応した準備
	3 外国人定住者への配慮	3 必要となるサービスの創出	3 テクノロジーの活用	3 社会資源が集まる市街地への緩やかな誘導
			4 地域の人材の活躍と育成	

※関連する個別施策の色分け



## I-1 ブナっ子の輝く笑顔のために

## ＜目指す姿＞

- 1 乳幼児期から社会に出るまで、切れ目なく適切な養育、教育、医療などを受けています。
- 2 成長の段階に応じた多様な教育・体験活動により、社会でも自立できる能力を身につけ、自ら考え選択したライフデザイン<sup>13</sup>を描き歩んでいます。
- 3 生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長しています。



## ＜現状と課題＞

- 子供の健康づくり：核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、身近に育児について相談できる人がおらず、孤独や不安を感じやすい状況となっています。妊娠前からの妊娠・出産に関する正しい知識の普及などを行う母子保健サービスや、生活習慣の習得のための家庭での養育機能の強化が求められます。
- 子供の教育：子供たちが将来社会の一員として役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を發揮しながら社会の変化に対応できるようにするには「自立できる力」を育成することが重要となります。そのため、成長段階に応じて、基礎学力や非認知能力<sup>14</sup>を習得させることはもちろんのこと、就職や結婚などの自らのライフデザインを構築できるよう、キャリア教育<sup>15</sup>や消費者問題など実社会に対応した教育が求められます。  
何らかの理由により、学校に通うことが難しくなった子供への支援が必要となっています。平成31年（2019年）4月に、適応指導教室を設置し、不登校や転校間もない児童生徒を対象に支援を実施しています。
- 子供の障害：障害は、早期に成長段階に応じた適切な支援や療育上の指導を行うことで軽減すると言われています。しかし、障害に関する知識や認識が不足していることや、子供に障害があることを認めたくないことなどから、個別の指導や精密な検査を受けずにいる親も見受けられます。
- 子供の貧困・虐待：子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、就学継続や進学のための支援や学習機会の提供を充実させることが求められます。  
また、児童虐待は、人格形成に大きな影響を及ぼすことから、予防及び早期発見・早期支援が重要となります。支援が必要な家庭を把握し、虐待を未然に防ぐことができるよう、地域や関係機関との連携を密にすることが重要となります。

<sup>13</sup> **ライフデザイン**…自分の将来に向けて、どのような人生を送りたいかを自らが設計し、実現させていくこと。

<sup>14</sup> **非認知能力**…意欲、協調性、粘り強さ、コミュニケーション能力、感情をコントロールする力などの能力。社会情動的スキルとも言う。

<sup>15</sup> **キャリア教育**…社会で自立するために必要となる能力などを養う教育。平成23年（2011年）1月の中央教育審議会では、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育と定義した。

## <施策の方向性>

### 1 健やかな成長・健康的な生活習慣の習得

#### (1) 切れ目のない相談・支援

妊産婦の健康状態の確認や不安軽減を行う相談、産後退院後の母子の心身ケアや育児サポート、子供の成長に応じた健診・予防接種など、専門職による切れ目のない相談・支援を効率的に提供します。

#### (2) 家庭養育機能の強化

成長過程で必要となる情報の提供、親同士がつながる場の提供、家庭・家族の役割に関わる学習機会の提供など、成長段階に応じた家庭養育機能の強化に努めます。

### 2 生きる力・自立できる能力の習得

#### (1) 基礎学力・正しい生活習慣の習得

習熟度別指導、外国人講師による外国語指導など基礎学力を向上させる支援を行うほか、健康教育や食育など、正しい生活習慣を身につける機会を充実させます。

#### (2) 地域資源を活用した教育

地域の人材や、ブナ林をはじめとする自然資源、福祉施設などの社会資源といった地域資源を活用した特色ある教育を推進します。

#### (3) 実社会と向き合う教育

子供が自らライフデザインを描けるよう、前提となる知識・情報を適切な時期に提供するほか、自ら考え判断する能力を養うため、成長段階に応じたキャリア教育など実社会と向き合うための教育を推進します。

### 3 障害の早期発見・支援

#### (1) 障害の理解

障害の早期発見及び早期支援・療育<sup>16</sup>が有効であることの理解を深めるため、意識啓発を充実させます。

#### (2) 障害の早期発見・支援

障害の有無を確認できるよう健診機会を確保し提供するとともに、健診結果を踏まえた専門職や専門機関による個別相談を適宜行い、必要に応じて速やかに早期支援・療育へつなげます。

### 4 療育・特別支援教育の充実

#### (1) 関係機関の連携・柔軟な対応

成長過程の移行がスムーズに行えるよう関係者がつながる機会を確保するとともに、成長途中で障害や不登校などがみられる場合があることから、学校等と関わりを深めながら柔軟に支援できる体制をつくります。

#### (2) 障がい児サービス等の確保

町内外の専門機関と連携して支援体制を確保するなど、障害に応じた一人ひとりのニーズに応える療育・特別支援教育の実現に努めます。

---

<sup>16</sup> 療育…障害のある子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

## **5 子供の貧困解消、児童虐待防止**

### **(1) 子供の貧困解消**

学校外での無償の学習機会の提供、進学を選択を行う際に奨学金制度などの必要な情報提供を行い希望する教育を阻む制約を克服するなど、子供の貧困解消に努めます。

### **(2) 児童虐待対応**

子供のSOSを見逃さないよう、隣近所とのつながりにより状況を把握するなど、孤立させることなく地域で認識できる環境を構築するほか、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との連携を深め、虐待を発見した際は、早急に対応できる体制を確保します。

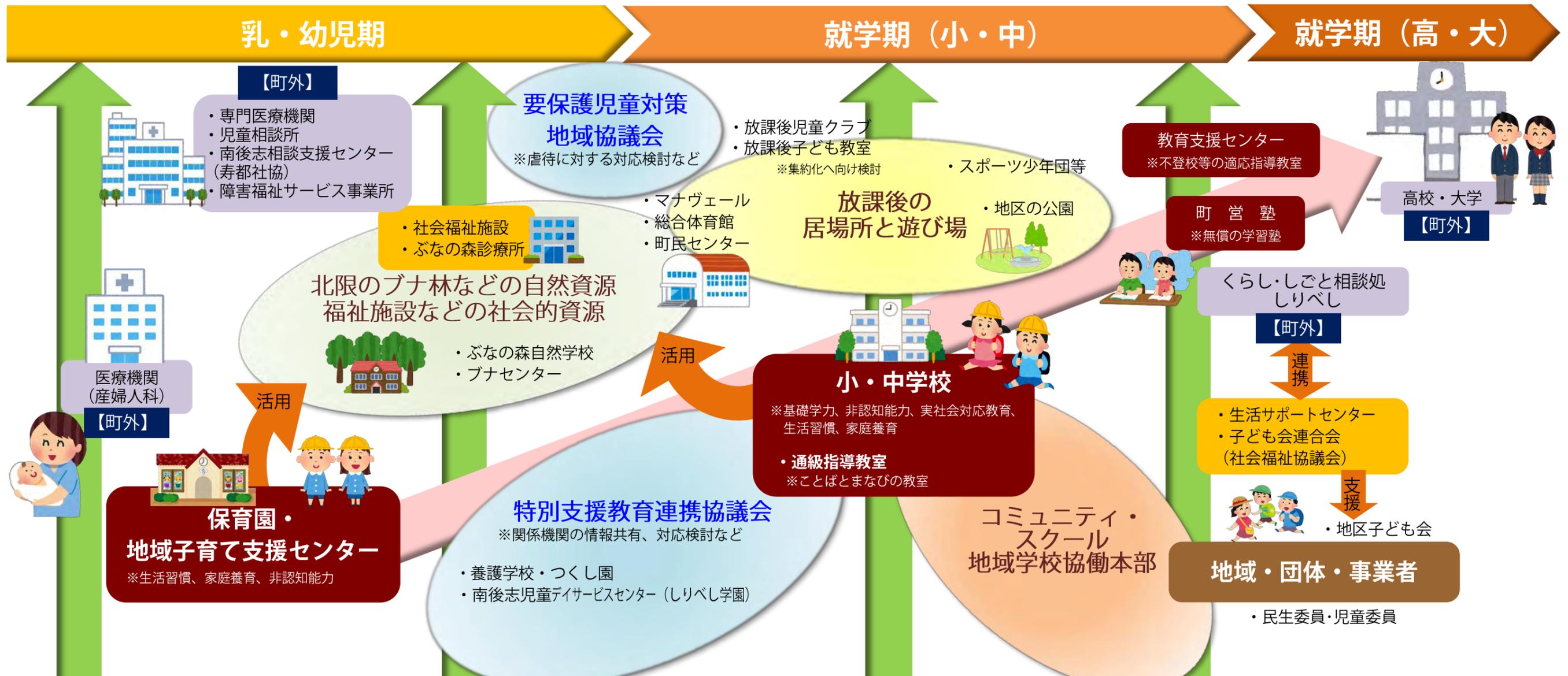


I 納得できる人生の実現

I-1 ブナっ子の輝く笑顔のために

目指す姿

- 1 乳幼児期から社会に出るまで、切れ目なく適切な養育、教育、医療などを受けています。
- 2 成長の段階に応じた多様な教育・体験活動により、社会でも自立できる能力を身につけ、自ら考え選択したライフデザインを描き歩んでいます。
- 3 生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長しています。



町

- |  |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|
| <p><b>1 健やかな成長・健康的な生活習慣の習得</b></p> <p>(1) 切れ目のない相談・支援</p> <p>(2) 家庭養育機能の強化</p> | <p><b>2 生きる力・自立できる能力の習得</b></p> <p>(1) 基礎学力・正しい生活習慣の習得</p> <p>(2) 地域資源を活用した教育</p> <p>(3) 実社会と向き合う教育</p> | <p><b>3 障害の早期発見・支援</b></p> <p>(1) 障害の理解</p> <p>(2) 障害の早期発見・支援</p> | <p><b>4 療育・特別支援教育の充実</b></p> <p>(1) 関係機関の連携・柔軟な対応</p> <p>(2) 障がい児サービス等の確保</p> | <p><b>5 子供の貧困解消、児童虐待防止</b></p> <p>(1) 子供の貧困解消</p> <p>(2) 児童虐待対応</p> |
|--|---|---|---|---|

## I-2 黒松内を担う世代が活躍するために

### <目指す姿>

- 1 自ら主体的に健康を意識して生活しています。
- 2 地域社会で自立して生活し、様々な出会いから希望する人が希望する時期に結婚や子供を持つことができています。
- 3 子育て世代は必要なときに保育サービスを受け、親を介護している人は介護サービスを利用しながら、仕事と地域活動を両立しています。



### <現状と課題>

- 活動世代の健康づくり：本町は、生活習慣病が引き金となって起きる脳血管疾患が多い傾向にあり、濃い味付けの食生活を好む町民が多く、定期健康診査の結果を見ても血圧が高めの人が多い傾向にあります。基本健診や各種がん検診などの受診率は全道平均と同程度ですが、新たに健診を受ける人が少ないなどの課題があります。健診を受けない人は「必要なときに病院に行けば良い」と考える傾向にあり、予防意識が低い状況と言えます。
- 若者の定着：本町には商業施設が少なく、公共交通も不便なため、若者は社会資源の整った都市部に流出する傾向にあります。若者の中には、経済的に自立できていない状況や、職場と家だけの生活となり、地域社会で孤立している状況が見受けられます。
- 子育て：共働き世帯が多くなっていますが、出産や育児を機に離職する女性が半数を超えています。収入の減少だけでなく、子育てや教育にお金がかかることから、家計への負担感が増す実態があります。
- 親の介護：働き盛りの世代が親の介護に直面し、仕事と介護の両立への不安や長期化から離職につながるケースが多いと言われています。仕事と介護を両立させ、介護離職を防止する対策が求められます。
- 障がい者：本町には、障がい者を雇用する事業所と就労継続支援事業所<sup>17</sup>がありますが、選択の幅が少ないことや希望に沿った職場に就労できない場面もあります。  
親などの障がい者の生活を支える人が入院するなどした際、障がい者は自分の情報を正しく伝えることや対応することに苦慮する状態に陥ることがあります。事前に情報を入手し、必要に応じて提供できる仕組みの構築が求められます。また、親亡き後においても、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備が求められます。
- 活動世代の貧困対策・自殺対策：生活困窮状態にある人には、8050問題<sup>18</sup>や精神疾患、多重債務など複合的な課題を抱え、相談することができずに孤立しているケースが多くあります。本町では、過去10年間で8人が自殺しています。いじめや子育ての悩み、壮年期の失業、介護問題など、複合的に課題を抱えることで、自殺に至るリスクは高まると言われています。本人や家族と信頼関係を徐々に構築し、支援につないでいく必要があります。

<sup>17</sup> 就労継続支援事業所…通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上訓練を行うサービス事業所。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。

<sup>18</sup> 8050問題…80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子供を意味し、初老の子供を高齡の親が支えている状態、またその状態が長期化することで派生する問題のこと。

## <施策の方向性>

### 1 健康を意識した習慣・身体状況の把握

#### (1) 健康を意識する機会

定期健診の受診を促進し、食生活の改善や日常的な運動への動機付けなど、心の健康を含め、活動世代の健康を支える機会を充実させます。定期健診の事後指導により、疾病の予防に努めます。

#### (2) 自主的な健康づくり

体育館での体力測定会など定期的な身体能力を把握できる機会を増やし、体力維持活動につながるよう促します。また、身近にある自然を活かし、健康・体力づくりや心のリフレッシュにつながる活動を推進します。

### 2 若者定着への生活基盤づくり

#### (1) 若者の地域参加促進

本町で生活を踏み出した若者世代が孤立しないよう、職域を超えた多様な町民と出会う機会を提供します。また、地域社会の一員として関わりを深められるよう、同世代の集いの場、スポーツやサークル活動などへの参加を促します。

#### (2) 若者の自立支援

本町で働く若者世代が町に定着し、地域の貴重な人材として活躍できるよう、奨学金返済の一部補助や住宅料の助成など、生活基盤が安定するまで自立するための支援を行います。

### 3 家庭づくりと社会生活の両立

#### (1) 出産への支援

安心して妊娠・出産ができるよう、悩みや不安について気軽に相談・対応できる体制を維持するとともに、妊娠、出産に向けた経済的な支援を継続します。

#### (2) 家族向け住宅の確保

子育てしやすい賃貸住宅建設への支援や中古住宅の取得やリフォームに対する支援を手厚くするなど、子育て世代が安心して子育てできる住宅を確保できる環境をつくります。

#### (3) 子育て世帯への経済支援

子供が一人前になるまでその成長を支える子育て世帯が経済的に自立できるよう、子供の医療費助成や保育料の軽減などの経済的な支援を継続します。

#### (4) 子育て世代の多様な就労

子育て世代が就労と子育てを両立できるよう、ニーズに応じた保育サービスを整えるとともに、ライフステージに合わせた短時間就労などの働き方ニーズと雇用ニーズをマッチングさせる取組の実施に向け検討します。

## **4 親の介護と社会の担い手との両立**

### **(1) 介護離職の防止**

親を介護する人が就労と社会参加を両立できるよう、介護サービスなどの相談・対応を行うワンストップ窓口を維持するとともに、ニーズに応じたサービスを提供できる環境の構築に努めます。

## **5 障がい者の就労・社会参加・自立した生活・日々の暮らし支援**

### **(1) 障がい者の社会参加・就労**

障害への理解を深めるとともに、地域活動への参加機会を創出し、障がい者の就労ニーズと障害の特性に応じて担える業務への雇用ニーズをマッチングさせる取組の実施に向け検討します。

### **(2) 障がい者の自立への支援**

障害サービス制度などを知り得る機会を提供するほか、財産管理や日常生活等の権利擁護支援を充実させ、障がい者とその家族が将来について見通しを立てられる環境をつくります。

## **6 貧困対策、孤立防止、自殺防止**

### **(1) 貧困対策**

生活困窮の一次的な相談窓口や成年後見制度の中核機関となる生活サポートセンターと関係機関の連携を強化するなど、生活困窮者の複合的な相談に対応できる環境の確保に努めます。

### **(2) 孤立防止・自殺防止**

活動世代のSOSを見逃さないよう、就労先の事業所はもとより、隣近所とのつながり、税や公共料金の滞納などにより状況を把握するなど、活動世代を孤立させることなく自殺を事前に防ぐ環境の構築を検討します。

## 自殺防止について

### ○本町における自殺の実態

「地域自殺実態プロファイル（2018 更新版）<sup>19</sup>」によると、平成 25～29 年（2013～2017 年）までの 5 年間に於いて、本町は「男性・20～39 歳・有職・同居」の自殺者が多い特徴があり、背景にある主な危機経路の例として「職場の人間関係/仕事の悩み→パワーハラスメント+過労→うつ状態→自殺」があげられます。

### ○いのち支える自殺対策に向けた取組

本町の自殺者の特徴から国が推奨する重点施策として、「子供・若者」「勤務・経営」「無職者・失業者」「高齢者」「生活困窮者」に対する取組があります。

本町では、本計画に含まれる、子供と親に対する支援や、若者自立支援、生活困窮者に対する支援等、自殺対策に関連した取組を進めることが自殺を事前に防ぐ環境の構築につながると考えており、自殺対策の面でも本計画の取組を着実に進めていきます。

### ○推進体制

町長を責任者として庁内横断的な体制で取組を進めます。推進状況については、地域福祉計画の推進状況と併せて実施します。

---

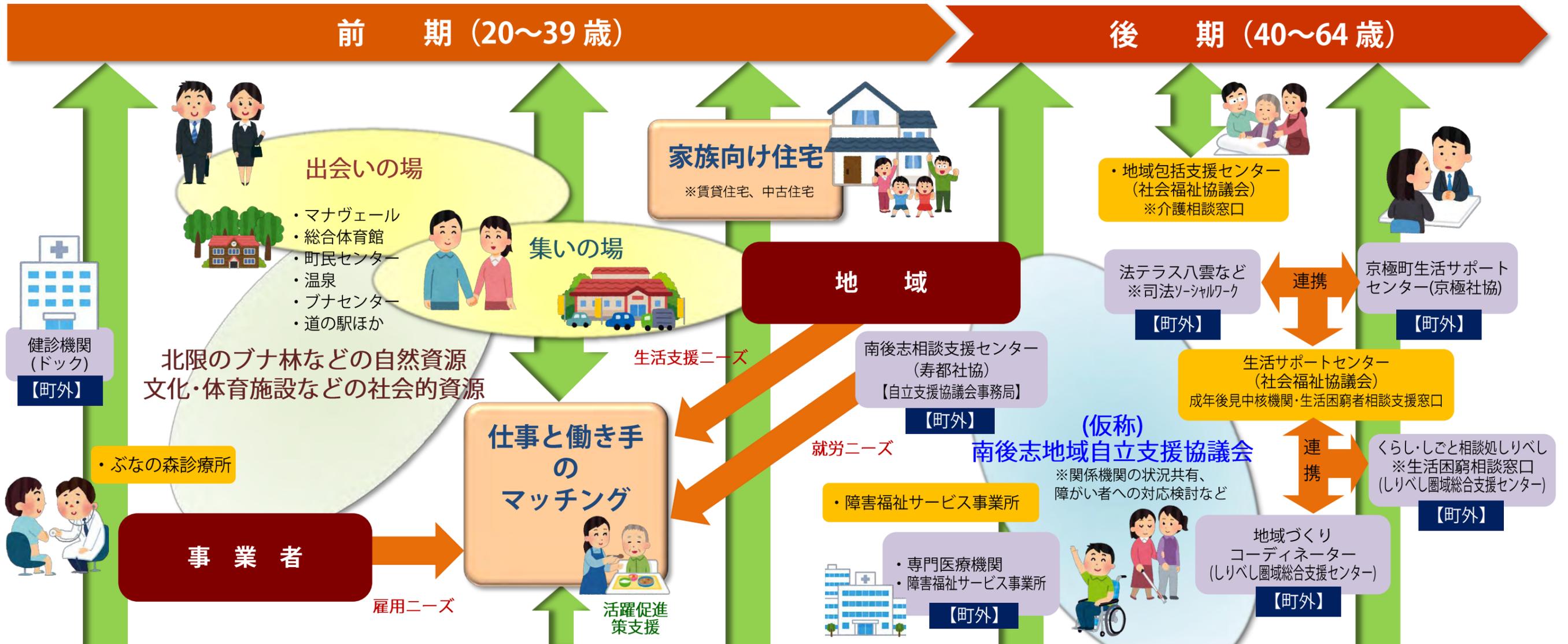
<sup>19</sup> 地域自殺実態プロファイル…自殺総合対策推進センターにおいて、調査・統計等に基づき、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺者数や自殺率、関連する地域特性を、グラフなどを用いてわかりやすく表示し、簡易なレポートとして地域の自殺実態を明らかにするもの。

I 納得できる人生の実現

I-2 黒松内を担う世代が活躍するために

目指す姿

- 1 自ら主体的に健康を意識して生活しています。
- 2 地域社会で自立して生活し、様々な出会いから希望する人が希望する時期に結婚や子供を持つことができます。
- 3 子育て世代は必要ときに保育サービスを受け、親を介護している人は介護サービスを利用しながら、仕事と地域活動を両立しています。



町

- |  |  |   |   |  |  |
|--|--|---|---|--|--|
| <p>1 健康を意識した習慣・身体状況の把握</p> <p>(1) 健康を意識する機会</p> <p>(2) 自主的な健康づくり</p> | <p>2 若者定着への生活基盤づくり</p> <p>(1) 若者の地域参加促進</p> <p>(2) 若者の自立支援</p> | <p>3 家庭づくりと社会生活の両立</p> <p>(1) 出産への支援</p> <p>(2) 家族向け住宅の確保</p> <p>(3) 子育て世帯への経済支援</p> <p>(4) 子育て世代の多様な就労</p> | <p>4 親の介護と社会の担い手との両立</p> <p>(1) 介護離職の防止</p> | <p>5 障がい者の就労・社会参加・自立した生活・日々の暮らし支援</p> <p>(1) 障がい者の社会参加・就労</p> <p>(2) 障がい者の自立への支援</p> | <p>6 貧困対策、孤立防止、自殺防止</p> <p>(1) 貧困対策</p> <p>(2) 孤立防止・自殺防止</p> |
|--|--|---|---|--|--|

## I-3 黒松内で豊かに暮らし続けるために

### <目指す姿>

- 1 健康を保ちながら生きがいを持って暮らしています。
- 2 自らの力でできることを行い、生活に必要となるサービスを利用しながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。
- 3 日々の暮らしに必要な医療・介護サービスを切れ目なく一体的に受けながら、住み慣れた黒松内で納得した生活を続けています。



### <現状と課題>

- 高齢者の健康づくり**：本町の特定健診やがん検診の受診率は全道平均と同程度ですが、受診者が固定化し、新たに健診を受ける人が少ないなどの課題があります。また、認知症は、年齢を重ねるごとに誰もが直面する病気として認識されつつありますが、正しい知識は普及していないのが現状です。町民は、温泉や総合体育館、パークゴルフ場などの地域資源を活用し、自らの健康づくりに取り組んでいます。身体状況に応じた運動を行う「まる元」体操教室は定着しつつあるほか、生活支援コーディネーター<sup>20</sup>による地域主体の集いの場が徐々に開催されています。
- 地域の支え合い**：隣近所での支え合いのほか、事業所等と見守りに関する協定を結んでおり、異変に気付いた際、早急に対応できる体制が整っています。
- 地域交通**：タクシー券として使用できるお出かけサポート券の交付のほか、交通空白地での福祉バス定期運行、公共交通を利用できない高齢者の通院に係る移送サービスを実施していますが、町外を結ぶ民間公共交通は減便され、不便な状況となっています。
- 医療・介護**：国保診療所は、身近な医療だけでなく、救急医療や終末期医療の受け皿として機能しています。また、在宅介護サービスは訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、通所リハビリ、通所介護があります。人口規模から、これ以上サービスを揃えることは困難な状況です。
- 地域の担い手**：本町の就業率は全道と比べても高く、働ける人はほとんど職に就いている状況ですが、各事業所においては恒常的な人材不足となっています。また、地域の支え合いは、参加する人が少なくなっており、維持が困難になりつつあります。
- 高齢者の貧困対策・権利擁護**：高齢者の中には、サポートを受けずに老々介護<sup>21</sup>を行っている人やギリギリの生活を送っている人などがいます。地域の高齢化やつながりの希薄化が進むにつれ、周囲のサポートが届かないケースが増えることが予想されます。また、認知症や障害などにより財産管理や日常生活等に支障がある人の権利を擁護するための支援も必要となります。本町は、生活困窮の一時的な相談窓口や成年後見制度<sup>22</sup>の中核機関となる生活サポートセンターを平成 29 年（2017 年）4 月に社会福祉協議会へ委託して設置しています。

<sup>20</sup> **生活支援コーディネーター**…高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、サービス提供の体制構築のコーディネートを行う専門職。

<sup>21</sup> **老々介護**…65 歳以上の高齢者を同じく 65 歳以上の高齢者が介護せざるをえない状況のこと。

<sup>22</sup> **成年後見制度**…認知症などにより判断能力が不十分な人が不利益を被らないよう、金銭管理、財産管理、契約などの手続きを後見人などが代わって行う支援制度。

## ＜施策の方向性＞

### 1 生涯現役を意識した生活

#### (1) 健康を維持する機会

食生活の改善や日常的な運動へつながる動機付けの機会を増やすほか、定期健診の受診を促し、健診結果に対する事後指導を充実させ、疾病の予防に努めます。

#### (2) 自らの体力維持

自ら簡単にできる体操や軽スポーツを推奨するとともに、温泉などでの保養や総合体育館などを利用したグループで行う継続的な体力維持活動や、身近にある自然を活かし、健康・体力づくりや心のリフレッシュにつなげるなど、地域で行える生きがいづくりも兼ねた健康づくり活動を推進します。

#### (3) 認知症への理解

認知症について正しく理解できる機会を増やします。

### 2 サービスに頼り切らない自立した生活

#### (1) 介護予防

「まる元」体操教室など、身体能力に応じた体力維持・体力測定への参加を促すとともに、介護予防サービスが必要となったときは、地域包括支援センターが主体となってワンストップで相談・対応する体制を維持します。

#### (2) 支え合い活動

地域に住む気がかりな高齢者を適度な距離で見守り、日常生活において支援が必要なときには地域などで支え合える隙間を埋める仕組みを構築します。

#### (3) 移動手段の確保

町内を循環する福祉バス、外出機会を促すお出かけサポート券、公共交通機関の利用が困難な人の通院の足を確保する移送サービスを維持するとともに、町外の公共交通とのアクセスを意識した公共交通の再編を検討します。

### 3 介護の重度化を予防する生活

#### (1) 医療・介護サービスの維持

日常生活において身近な医療となる初期医療、救急医療、在宅医療を維持するとともに、介護保険で提供される施設サービス、在宅サービスの機能を維持します。

#### (2) 認知症への対応

認知症の疑いがある人を早期に医療やサービスにつなげるなど、認知症に特化した相談・対応を行う体制を維持します。

## 4 人生の終焉における生活

### (1) ターミナルケア<sup>23</sup>体制

在宅医療と介護の連携を密にし、人生の終末期に対する医療・ケアに関して相談できる環境を整え、自宅で終末期の生活を希望する人の看取りに対応できる体制を維持します。

## 5 地域の担い手としての活躍

### (1) 高齢者の就労

高齢者のライフスタイル、好きな時間や身についた得意分野を活かした就労ニーズと事業所の短時間業務や地域での支え合いによる軽作業などの雇用ニーズをマッチングさせる取組の実施に向け検討します。

### (2) 高齢者の社会参加

高齢者が地域社会の中で生きがいを感じ、担い手として引き続き活躍してもらえよう、地域で開催される行事や集いの場などへの参画を促します。

## 6 貧困対策、権利擁護（虐待防止、成年後見制度）

### (1) 貧困対策、成年後見制度

高齢者が住み慣れた地域での生活が持続できるよう経済的な支援を継続するほか、生活困窮の一次的な相談窓口や成年後見制度の中核機関となる生活サポートセンターの機能を充実させます。

### (2) 高齢者虐待対応

高齢者のSOSを見逃さないよう、隣近所とのつながりなどにより状況を把握するなど、孤立させることなく地域で認識できる環境を構築するほか、地域や関係機関などとの連携を深め、虐待を発見した際は、早急に対応できる体制を確保します。

---

<sup>23</sup> ターミナルケア…終末期医療。病気で余命わずかの人、認知症、老衰の人が、延命よりも病気の症状による苦痛や不快感の緩和を優先させる手当。

## 成年後見制度利用促進

### ○本町の中核機関の体制

権利擁護及び生活困窮者への相談支援窓口となる生活サポートセンターを平成 29 年（2017 年）4 月から町社協へ運営を委託し、設置しています。

また、平成 30 年（2018 年）4 月に成年後見制度の中核機関が担う事務のうち、広域的に実施することが効率的な事務を羊蹄山ろく 7 町村と本町の 8 町村が協定を締結し、京極町生活サポートセンターが担う体制を構築しました。





## II-1 むくもりのある地域づくり

## ＜目指す姿＞

- 1 地域のつながりと助け合いが維持され、困り事を抱える人は緩やかに見守られています。
- 2 誰もが参加しやすく、得意なことを生かして活躍できる地域活動が行われています。
- 3 外国人定住者が住みやすい地域と感じ、進んで地域活動に参加しています。



## ＜現状と課題＞

- 地域のつながり・見守り：地域では、高齢化や人口減少などにより、地域のつながりが希薄化し、行事の開催や身近な支え合いの継続が困難になりつつあります。社会福祉協議会及び地域包括支援センターが主導となり、町内を11地区に分け、1地区年2回ペースで警察、消防、民生委員、区長などの関係者による見守りネットワーク会議を開催し、地域に住む気がかりな高齢者などの把握を行っています。
- 地域の担い手の確保：社会福祉協議会では、地域の担い手としてボランティアを募集していますが、新たな人材の獲得につながりにくいのが実情です。平成30年（2018年）4月から、支え手の発掘や地域ニーズとのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを社協に配置しています。65歳から74歳までの高齢者の95%は自立しており、元気な高齢者は地域活動で主となり活躍しています。また、子育て中の親や障がい者も、支え手として活躍できる場面があり、それぞれの世代が活躍できる仕組みづくりが求められます。
- 外国人の受け入れ：社会福祉法人黒松内つくし園では、恒常的な人材不足を補うため外国人介護職員を採用しており、現在、在留資格「介護」<sup>24</sup>名、技能実習生<sup>25</sup>名の6名が、本町で働いています。今後は、特定技能も含め計画的に採用を進め、将来的には約100名の外国人介護職員が本町で働く見込みです。採用される介護職員は、基本的な日本語を理解できるレベルではありますが、地域に対する理解は十分ではありません。また、外国人介護職員が在留資格「介護」を取得すると、永続的就労と配偶者を含めた定住が認められることから、地域が外国人を地域の一員として受け入れる環境の整備が求められます。

<sup>24</sup> 在留資格「介護」…介護福祉士資格を有している外国人材。日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができ、在留期間は本人が望む限り繰り返し更新できる。

<sup>25</sup> 技能実習生…日本の技能移転を目的として産業現場に一定期間（最長5年）受け入れられる外国人。本町の事業所では、介護技術を学ぶ人材を受け入れており、基本的な日本語を理解できる。

## <施策の方向性>

### 1 地域のつながり強化

#### (1) 地域交流

隣近所との良好な関係を築き、子育て家庭、高齢者、障がい者の分け隔てなく地域の誰もが参加しやすく誘い合えるよう配慮しながら、互いの関係性を深められるよう、地域の交流の場を充実させます。

#### (2) 情報の入手と把握

自らSOSを発信できない、発信したくない人の状況を隣近所とのつながりなどから把握するなど、孤立させることなく地域で認識できる環境をつくとともに、地域で気にかけている人は、事前に家族関係や緊急時の連絡先などの詳細な情報を入手し、必要に応じて情報を提供できる仕組みをつくります。

### 2 身近な助け合いの維持

#### (1) 地域の担い手確保

気になる人と気にかけている人をつなぐ、地域の関係者で協議できる場を設けるなど、地域生活での身近な支え合いの在り方を検討するとともに、障がい者はもとより高齢者、子育て中の親なども含めて、誰もが支え手として参加しやすい環境をつくります。

#### (2) 地域コーディネート機能の充実

地域との多様な関わりや医療・福祉サービス事業所、民生児童委員、警察や消防などとの連携から得られた情報から、地域の資源や課題を整理し、サロンや体操教室などの地域住民主体の活動や身近な支え合い活動へ導く地域コーディネート機能を充実させます。

#### (3) 住民活動支援の充実

支え合い活動やサロン活動など、地域が自主的に運営する活動への支援を継続します。

### 3 外国人定住者への配慮

#### (1) 多文化共生意識の醸成

町内で働く外国人を地域の一員として迎えられるよう、定住する外国人が講師となり外国の文化を知る機会を設けるなど、宗教や慣習の違いを受け入れ、偏見や差別のない多文化が共生する地域社会の構築を目指します。

#### (2) 外国人への情報発信

町内で生活する外国人が、町の情報やごみ出しなどの生活情報を理解するための情報を発信し、地域生活でのルールを身につけられるよう促します。

#### (3) 多文化共生社会に向けた地域での受け入れ

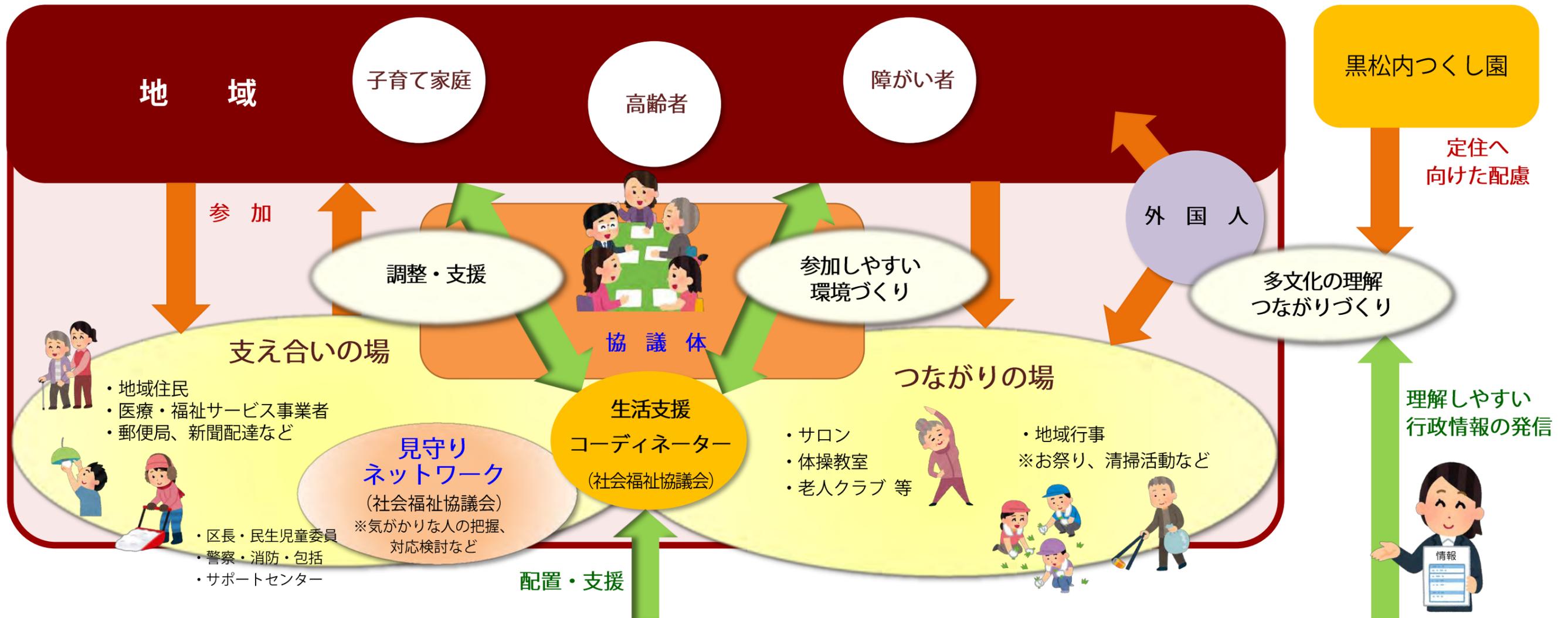
地域で暮らす外国人が地域住民とつながりを持てるよう、地域と外国人の橋渡しができる仕組みを構築します。

Ⅱ ささやかな豊かさを感じられる地域社会

Ⅱ-1 めくもりある地域づくり

目指す姿

- 1 地域のつながりと助け合いが維持され、困り事を抱える人は緩やかに見守られています。
- 2 誰もが参加しやすく、得意なことを生かして活躍できる地域活動が行われています。
- 3 外国人定住者が住みやすい地域と感じ、進んで地域活動に参加しています。



1 地域のつながり強化

- (1) 地域交流
- (2) 情報の入手と把握

2 身近な助け合いの維持

- (1) 地域の担い手確保
- (2) 地域コーディネート機能の充実
- (3) 住民活動支援の充実

3 外国人定住者への配慮

- (1) 多文化共生意識の醸成
- (2) 外国人への情報発信
- (3) 多文化共生社会に向けた地域での受け入れ

## Ⅱ-2 暮らしをつなぐ支援の連動

### <目指す姿>

- 1 誰もが住み慣れた地域で各種支援機関によるサービスが切れ目なく提供されています。
- 2 誰もがライフステージごとに必要となる情報を得られ、相談する先を理解しています。
- 3 地域が必要に迫られる新たな課題は、創意工夫の下、サービス提供されます。



### <現状と課題>

- 多機関による連携：地域課題は高度で専門的になっており、地域や医療・福祉関係者だけで解決することが難しくなっています。また、専門人材は恒常的な人材不足にあることから、各機関の持つ機能や知識をつなぎ、役割を分担して支援していくことが求められています。地域ケア会議や自立支援協議会など、多職種が集まる場で情報を共有するなどしていますが、それぞれの事業所の機能やサービスなどの認識不足や情報の共有が十分でないために、ケースによって対応が遅れる場合があります。
- 成年後見制度：本町は、平成 29 年（2017 年）4 月に、生活困窮の一時的な相談窓口や成年後見制度の中核機関となる生活サポートセンターを社会福祉協議会に委託して設置しました。また、成年後見制度の中核機関に求められる市民後見人<sup>26</sup>の育成などは、広域での取組が望ましいことから、京極町が中心となり、残る羊蹄山ろく 6 町村と本町が協定を結び、広域実施しています。
- サービス等の情報整理：機関や窓口は分野や制度ごとに分かれており、ホームページなどで情報を整理しつつあるものの、困りごとに直面した際、容易に欲しい情報の全てを入手できる環境がありません。また、専門職などが求めに応じて情報を共有する際、町外事業所に関する情報を入手するのに時間を要する場合があります。
- サービスの提供：必要なサービスは、地域や町、事業所が求めに応じて工夫しながら提供しています。しかし、地域課題が複雑化、多様化していることに加え、本町の財源状況から新たなサービスの創出には容易に踏み切れない状況です。

<sup>26</sup> 市民後見人…一般人による後見人。市民後見人養成研修を受講した個人や後見を受任し活動を行う NPO 法人などの団体がある。

## <施策の方向性>

### 1 関係機関等との連携強化

#### (1) 多職種との連携

町内の医療・福祉サービス事業所や町外の法律専門家、専門的医療機関など支援機関との情報共有の場を整備し、必要に応じて役割分担ができる環境を構築するため、多職種間の連携を強化します。

#### (2) 情報共有ルールの整理・充実

各関係機関のサービスと機能はもとより、新たに支援が必要な人が円滑にサービスにつながる、また既存のサービス利用者の就学や卒業といった新たなライフステージに移行する際に円滑に移行できるよう、個人情報の提供ルールの整理し、適切に共有できる環境を構築します。

#### (3) 成年後見を受任するための体制整備

生活サポートセンターが地域の受け皿として法人後見を受任するため、町外の法律専門家や関係機関との連携を密にするとともに、成年後見制度の中核機関として求められる機能（広報、相談、利用促進、後見人支援）を強化します。

### 2 ライフステージに応じた情報の提供

#### (1) ライフステージごとの情報整理

出生から乳幼児期、就学期、就業などのライフステージの移行期や、結婚や出産、認知症や病気、介護と向き合う時期など、必要になる情報を専門職が適切に活用できるよう、ライフステージごとに整理します。

#### (2) 自ら判断できる情報提供

出生に向けた情報、子供の成長段階に応じた情報、子供が人生設計をする際に必要な情報、自らの病気や予防、親の認知症や介護などに関係する医療福祉サービスの情報など次のライフステージへの移行前に自ら判断するために必要な情報を得られる環境を整えます。

### 3 必要となるサービスの創出

#### (1) 必要となる新たなサービスの提供等

地域で必要に迫られるニーズについては、関係機関との協議や財政状況を勘案した新たな制度の創設のほか、町単独で対応が困難な場合は町外のサービス利用の円滑化や広域でのサービス提供の検討など、必要に応じて利用できる環境づくりに努めます。

#### (2) 移動手段の再構築

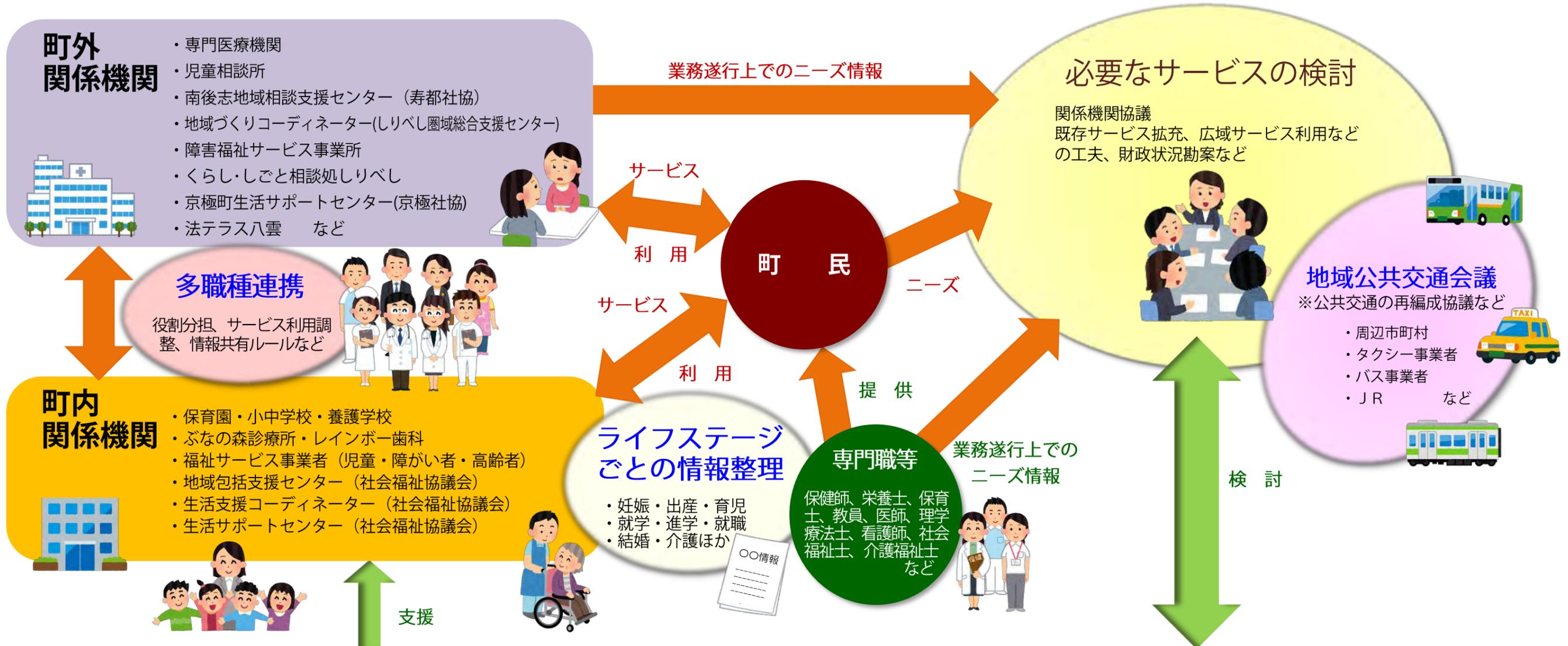
町外医療機関の受診や買い物の移動手段を確保するため、鉄道や民間バス路線の運行頻度や運行経路の縮小も考慮しながら、近隣自治体にある公共交通接続先までの路線を創設するなど、公共交通の再構築について検討を進めます。

Ⅱ ささやかな豊かさを感じられる地域社会

Ⅱ-2 暮らしをつなぐ支援の連動

目指す姿

- 1 誰もが住み慣れた地域で各種支援機関によるサービスが切れ目なく提供されています。
- 2 誰もがライフステージごとに必要になる情報を得られ、相談する先を理解しています。
- 3 地域が必要に迫られる新たな課題は、創意工夫の下、サービス提供されます。



町

- 1 関係機関等との連携強化
  - (1) 多職種との連携
  - (2) 情報共有ルールの整理・充実
  - (3) 成年後見を受任するための体制整備
- 2 ライフステージに応じた情報の提供
  - (1) ライフステージごとの情報整理
  - (2) 自ら判断できる情報提供
- 3 必要となるサービスの創出
  - (1) 必要となる新たなサービスの提供等
  - (2) 移動手段の再構築

## Ⅱ-3 必要とされる人材の確保

### <目指す姿>

- 1 医療・保健・福祉職の人材確保によってサービスが持続的に提供されています。
- 2 外国人が安心して生活でき、貴重な人材として活躍しています。
- 3 IoT<sup>27</sup>やロボット技術が、人の負担軽減や業務の効率化に活用されています。
- 4 誰もが役割を持って活躍できる場があります。



### <現状と課題>

○専門人材の不足：多くの町民が福祉サービス事業所に従事していますが、福祉分野での人材不足や若い世代の職員の定着率が低いことなどから、いずれの事業所も職員の確保に苦慮しています。また、福祉入所施設では全国的に職員が不足し、利用可能な定員数を受け入れられない傾向にあります。本町も同様の状況に陥りつつあります。

専門人材不足を受け、本町は平成27年（2015年）に、専門知識取得に係る大学等に就学するための資金を貸し付け、卒業後に町内の事業所等に勤務することを前提に貸付金の償還を免除する、医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例を策定しました。社会福祉法人黒松内つくし園では外国人材の採用に取り組むなど、人材確保に向け努力しています。

○テクノロジーの活用：人手不足の解消策として、社会福祉法人黒松内つくし園では、脈拍の自動測定や動作の感知が可能なセンサーマットなどを導入しています。しかし、その他の事業所も含め、ICT<sup>28</sup>機器やロボットに関する情報不足により、代替業務の選定などの具体的な検討が進んでおらず、積極的な負担軽減は行われていません。

○ボランティアの不足：町内全体を対象に買い物代行や電球交換などの身近なサービスを町外福祉サービス事業者のNPO法人ひまわりが行っています。また、豪雪地帯で冬期間に欠かせない雪かきは、地域のボランティアが担ってきましたが、ボランティアの高齢化などにより、地域で賄うことが難しくなっており、民間事業者に頼る地域が増えている状況となっています。

<sup>27</sup> IoT…建物、電化製品、自動車、医療機器などのあらゆる物がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする技術の総称。「Internet of Things(インターネット オブ スィングス)」の略語。

<sup>28</sup> ICT…情報通信技術。「Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジー)」の略語。

## <施策の方向性>

### 1 専門人材確保対策の強化

#### (1) 専門人材の確保

町内で医療・保健・福祉職に就きたい人を増やすため、医療・福祉施設での体験機会を提供し、専門職を養成する大学や専門学校、高校からの実習生を積極的に受け入れるとともに、町内の事業所で働くことを目指す人に対し、修学金貸付制度を充実させるなど、町が一丸となって人材確保対策を進めます。

#### (2) 専門人材の孤立、離職の防止

専門職が地域や職場で孤立することなく、事業所を越えた情報交換ができる場を設けるなど、専門職同士がつながる機会をつくとともに、職場環境を改善し、魅力ある職場や人間関係をつくり定着率の向上を促します。

### 2 外国人材の受け入れ

#### (1) 外国人材に配慮した住宅の確保

外国人材が安心して生活できるよう、共同生活できるシェアハウスなど安価で生活できる住宅環境にするとともに、長く本町に在留し永住を希望する外国人には、地域の住宅をあっせんするなど、雇用する事業所と協議しながら外国人のニーズに応じた暮らしやすい住宅を確保していきます。

#### (2) 外国人材の受け入れ体制

事業所は、雇用する外国人が地域住民の一員として生活できるよう、生活ルールを身につけられるよう支援します。暮らしで困ったときの相談を受けるほか、地域の魅力を伝え、地域交流を促します。

### 3 テクノロジーの活用

#### (1) 機器採用前の関係者協議

テクノロジー機器を採用する際は、どの分野、どの業務を代替できるか、機器の使いやすさや互換性、導入費用やランニングコストなどを関係機関の担当者が比較検討する協議の場を設けます。

#### (2) 人材不足を補う機器の導入

コミュニケーションアプリを利用した多職種間での情報共有、パワーツールを利用した介助者の負担軽減、IoTを利用した遠隔での見守りなど、人の手から代替できる機器を導入し、専門職の負担軽減や業務の効率化に努めます。

### 4 地域の人材の活躍と育成

#### (1) 多様な人材が活躍できる場づくり

子育て中の親、障がい者、高齢者の得意分野や空き時間を利用した就労ニーズと、人材不足にある事業所の業務を切り出した短時間の雇用ニーズをマッチングさせるなど、多様な働き方ができる環境を構築します。

#### (2) 地域で頼れる人材の育成

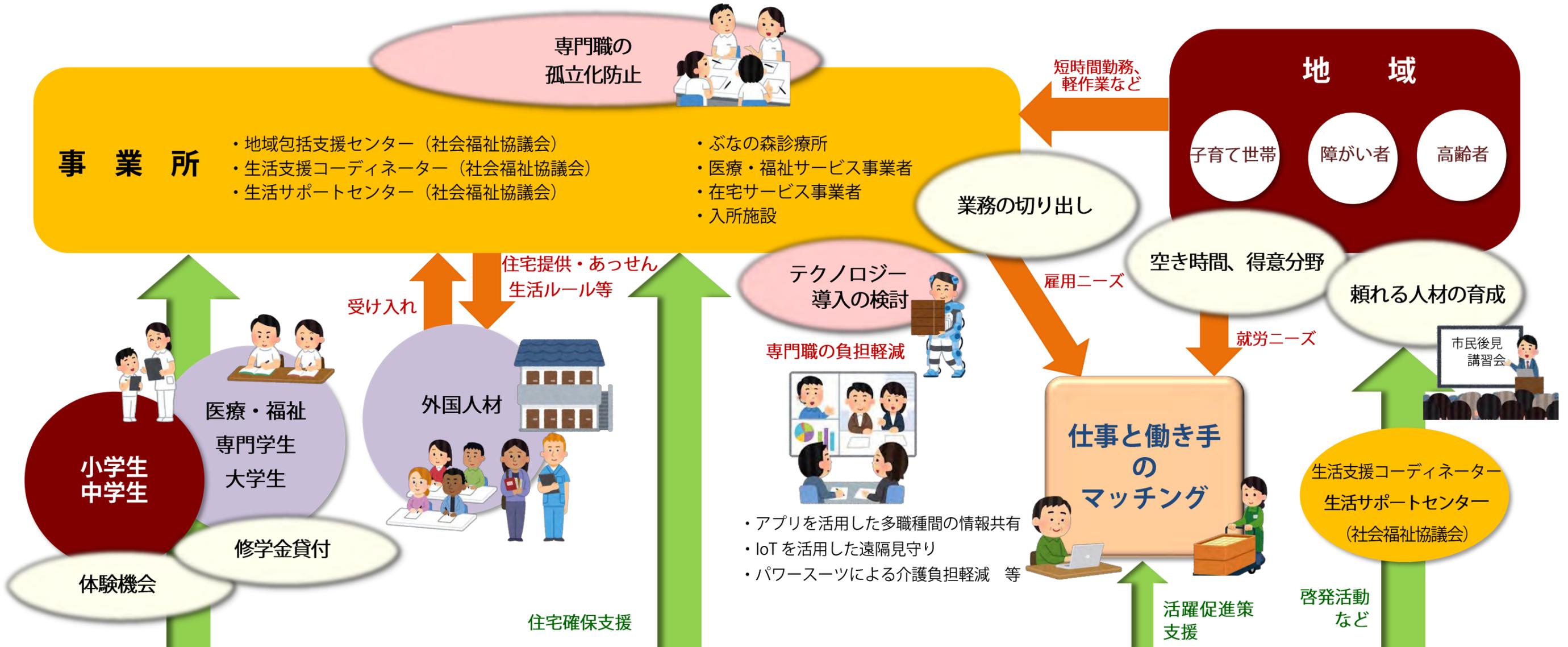
地域の支え合い機能を維持させるため、支え合い活動について地域が協議する場や講演会の開催など意識啓発を行うとともに、地域のまとめ役となる人材の育成や成年後見制度の市民後見人育成など地域で頼れる人材の育成に努めます。

Ⅱ ささやかな豊かさを感じられる地域社会

Ⅱ-3 必要とされる人材の確保

目指す姿

- 1 医療・保健・福祉職の人材確保によってサービスが持続的に提供されています。
- 2 外国人が安心して生活でき、貴重な人材として活躍しています。
- 3 IoTやロボット技術が、人の負担軽減や業務の効率化に活用されています。
- 4 誰もが役割を持って活躍できる場があります。



1 専門人材確保対策の強化

- (1) 専門人材の確保
- (2) 専門人材の孤立、離職の防止

2 外国人材の受け入れ

- (1) 外国人材に配慮した住宅の確保
- (2) 外国人材の受け入れ体制

3 テクノロジーの活用

- (1) 機器採用前の関係者協議
- (2) 人材不足を補う機器の導入

4 地域の人材の活躍と育成

- (1) 多様な人材が活躍できる場づくり
- (2) 地域で頼れる人材の育成

## Ⅱ-4 安全・安心な地域づくりと市街地への緩やかな誘導

### <目指す姿>

- 1 町民一人ひとりから行政まで、町の全ての災害対応力が高まり、災害に強い町になっています。
- 2 災害時には子育て世帯や自ら避難することが困難な人についても適切な配慮がなされた避難行動がとられています。
- 3 生活インフラが維持された市街地への転居が増えています。



### <現状と課題>

○災害対策：本町では、指定避難所<sup>29</sup>に防災行政無線の遠隔通信機能と避難所に最低限必要な備品を整備し、地域ごとに避難訓練を実施していますが、地域ごとの災害対応マニュアルや避難所運営マニュアルは策定していません。

また、平成30年（2018年）9月の胆振東部地震によるブラックアウト<sup>30</sup>を契機に、地域に住む避難行動要支援者<sup>31</sup>の詳細情報を収集しましたが、個別に避難計画は策定しておらず、福祉避難所に対して受け入れ者の情報は提供していない状況です。発災時には、避難行動要支援者の他にも、妊婦や乳幼児についても配慮が必要となりますが、具体的な対策の検討は始まったばかりです。

○人口減少・空き家の増加：住み慣れた地域に住み続けたいという意思を持ちながらも、生活面での不便さや不安さから、町内の勤医協ふきのとう（高齢者向け優良賃貸住宅<sup>32</sup>）や福祉施設に入所するなどの住み替える人や、利便性の高い都市部や身内の近くへ転居するなどの町外に転出する人も多くなってきています。町内事業所の就労者には、教育や住環境などの理由から町外に居住する人が多くいます。市街地では空き家となる物件が増えつつあり、状態の良い住宅は個人間で取引されていますが、老朽化した住宅は廃屋や空き地となっています。今後も空き家は増加する見込みで、市街地のスポンジ化現象<sup>33</sup>は進むと予想されます。

<sup>29</sup> 指定避難所…災害発生時に被災者が一定期間避難生活を送るための施設。災害対策基本法に基づいて市町村長があらかじめ指定する。

<sup>30</sup> ブラックアウト…大規模停電。平成30年9月に発生した胆振東部地震の際、北海道内全ての地域が停電したことを「ブラックアウト」と報道で呼称したことに由来する。

<sup>31</sup> 避難行動要支援者…災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。

<sup>32</sup> 高齢者向け優良賃貸住宅…高齢者専用賃貸住宅のうち、バリアフリーなど高齢者にとって良好な居住環境を備える都道府県知事の認定を受けた住宅。

<sup>33</sup> スポンジ化現象…人口減少に伴い都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象。都市内で、多数の空き家や空き地が、穴が開くように発生している状況をスポンジに例えて表現したもの。

## <施策の方向性>

### 1 災害時に地域が判断・対応できる環境づくり

#### (1) 地域の実情を踏まえた災害対応力の強化

平時から避難訓練・防災教育などにより「自分の身は自分で守る」ことの意識啓発に努め、避難行動要支援者及び地域インフラを把握するとともに地域における安否確認体制や避難所開設・自主運営体制の構築へ向けて、いざというときに地域が判断・対応できるよう町民の災害対応力を強化します。

#### (2) 町民・地域・避難所の備蓄

災害時の避難生活に必要な最低限の備蓄は町民自らが行き、町内会や事業者による共同備蓄や調達を促すとともに、地域の避難所が運営できるよう、発電機やストーブなどの避難所機能維持に必要な物資及び救助や手当など応急対策活動で必要になる資材は年次計画で備蓄を引き続き進めます。

#### (3) 災害ボランティアの調整

災害時に支援ニーズの把握・整理を行うとともに、地域外から支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行う、災害ボランティアセンター<sup>34</sup>を設置・運営する体制を整備します。

### 2 配慮が必要な人に対応した準備

#### (1) 避難行動要支援者に配慮した準備

災害時に避難行動要支援者を円滑に福祉避難所へ移送できるよう、事前に疾病の特性や配慮のポイントなどの情報を整理し、福祉避難所の受け入れ人数に応じた備品の備蓄や移送手段を個別に計画します。

#### (2) 妊産婦・乳幼児等に配慮した準備

妊産婦や乳幼児等の特性に応じた個室スペースなどが確保できる避難所を指定するとともに支援物資が届くまでの乳児用ミルクや紙おむつなど必要となる物資を備蓄します。

### 3 社会資源が集まる市街地への緩やかな誘導

#### (1) 歩いて暮らせる生活圈

教育・福祉・医療サービス、金融、商店・スーパーなどの社会資源が集まる市街地が、歩いて暮らせる生活圈として魅力的でかつ持続的に機能するよう、生活利便性を高める整備を検討し実行します。

#### (2) コミュニティ分断のリスク軽減

現在の地域で住み続けたいという意思を尊重しながらも、住宅管理などの問題から転居を決める際には、町内の生活利便性が高い場所が選択肢とされるよう、まちなかの賃貸住宅・空き家の情報提供や高齢者に配慮した公営住宅のあっせん等を行います。居住地を越えた集いの場の提供など、コミュニティの継続により、転居を機に孤立してしまうリスクを軽減できる環境づくりに努めます。

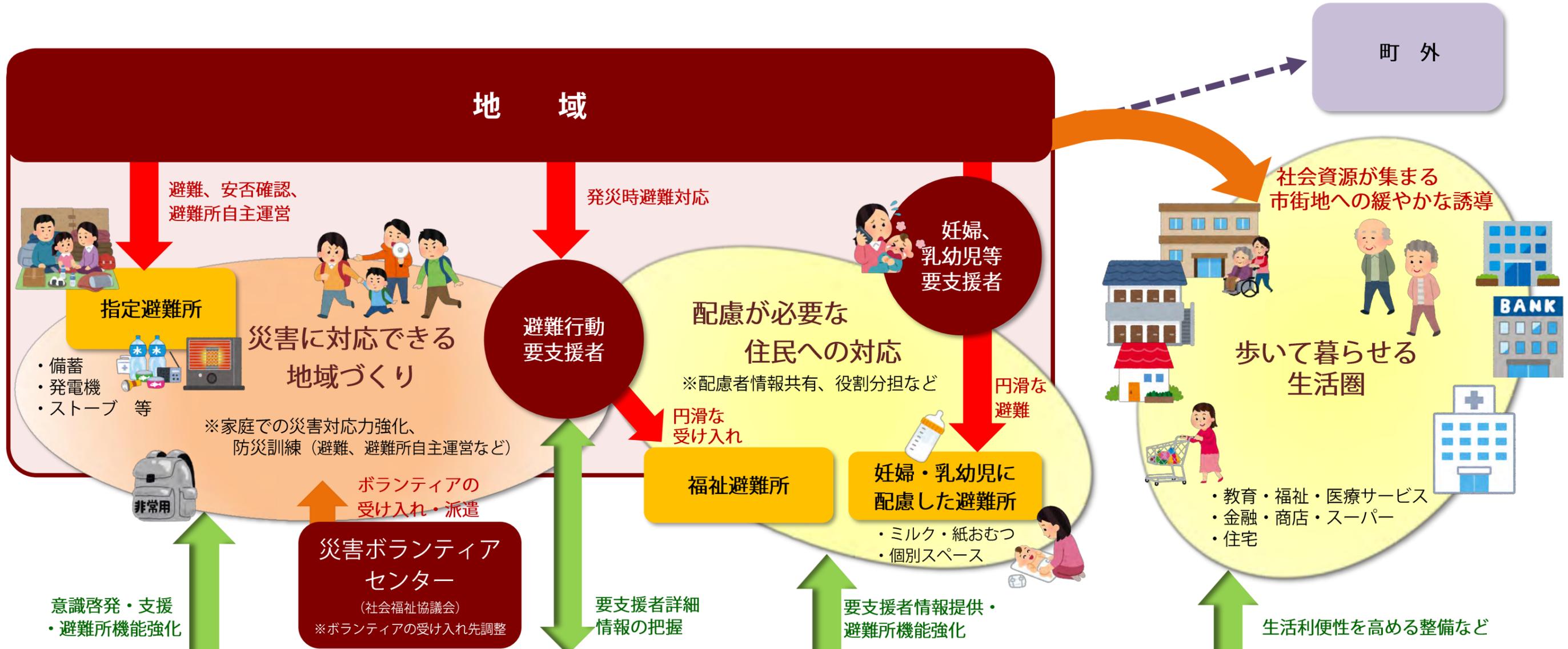
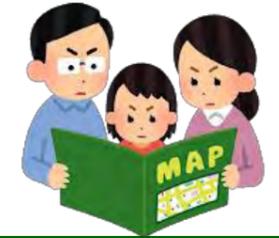
<sup>34</sup> 災害ボランティアセンター…大規模災害等が発生した際に、災害対策本部との連携により設置するボランティアが集う本部。被災地におけるボランティア活動の拠点となる。

Ⅱ ささやかな豊かさを感じられる地域社会

Ⅱ-4 安全・安心な地域づくりと市街地への緩やかな誘導

目指す姿

- 1 町民一人ひとりから行政まで、町の全ての災害対応力が高まり、災害に強い町になっています。
- 2 災害時には子育て世帯や自ら避難することが困難な人についても適切な配慮がなされた避難行動がとられています。
- 3 生活インフラが維持された市街地への転居が増えています。



- 1 災害時に地域が判断・対応できる環境づくり**
- (1) 地域の実情を踏まえた災害対応力の強化
  - (2) 町民・地域・避難所の備蓄
  - (3) 災害ボランティアの調整

- 2 配慮が必要な人に対応した準備**
- (1) 避難行動要支援者に配慮した準備
  - (2) 妊娠・乳幼児等に配慮した準備

- 3 社会資源が集まる市街地への緩やかな誘導**
- (1) 歩いて暮らせる生活圏
  - (2) コミュニティ分断のリスク軽減

# 参考資料

## 1 計画策定の経過

月 日	内 容
平成31年(2019年) 3月20日～ 4月19日	地域福祉計画等策定委員会委員の公募…公募人数3人 1人応募
令和元年(2019年) 7月5日	地域福祉計画等策定委員会[第1回]…計画位置付け、策定スケジュール、役員互選
8月9日～ 9月12日	関係者ヒアリング…京極町社会福祉協議会、しりべし圏域総合支援センター、 司法書士、黒松内つくし園、社会福祉協議会関係者など 延べ16人
10月3日	トップインタビュー…町長、副町長
11月15日	計画[骨子](案)決定、地域福祉計画等策定委員会委員に提示
12月3日	地域福祉計画等策定委員会[第2回]…計画[素案](案)提示ほか
20日	議会説明会…計画[素案](案)説明ほか
24日	計画[素案]パブリックコメントの募集
令和2年(2020年) 2月27日	地域福祉計画等策定委員会[第3回]…計画[原案](案)提示ほか(新型コロナウイルス感染予防のため書面開催)
3月10日	計画決定

## 2 地域福祉計画等策定委員会委員

区 分	職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	町議会副議長	菅 一	副委員長
	町教育委員会教育長	内 山 哲 男	
保 健 ・ 医 療 関 係 者	ブナの森診療所所長	勝 田 琴 絵	
	湯の里黒松内副施設長	嶋 宏 志	
福 祉 関 係 者	緑ヶ丘老人ホーム・緑ヶ丘ハイツ施設長	吉 田 剛	
	しりべし学園施設長	遊 部 眞 澄	
	民生児童委員協議会会長・ボランティア団体	土 肥 薫	
	社会福祉協議会事務局長	岡 久 辰 雄	委員長
	NPO法人 ひまわり 黒松内事業所管理者	渡 部 尚 幸	
	老人クラブ連合会会長	中 村 昭	
住 民 代 表 公 募 委 員	公募委員	金 石 澄 子	
町長が必要と認める者	副町長	佐 藤 雅 彦	
	企画環境課長	松 原 淳	

## 3 退任した委員

区 分	職 名	氏 名	退任日
福 祉 関 係 者	前緑ヶ丘老人ホーム・緑ヶ丘ハイツ施設長	西 井 忠 史	令和2年1月31日
	前民生児童委員協議会会長	長 畑 重 夫	令和元年11月30日

## 黒松内町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

制定 平成 27 年 2 月 5 日

改正 平成 29 年 6 月 23 日訓令第 7 号

### (設置)

第 1 条 社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉計画、障害者基本法第 11 条に基づく障害者基本計画及び障害者総合支援法第 88 条に基づく障害者福祉計画並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく障害児福祉計画、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、学識経験者及び住民代表など、広く関係者の意見を反映させるため、黒松内町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第 2 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 住民代表
- (5) 公募
- (6) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、計画の原案を策定する期間とする。

### (運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて町長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

### (事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、黒松内町保健福祉課に置き、保健福祉課長を事務局長とする。

### (委任)

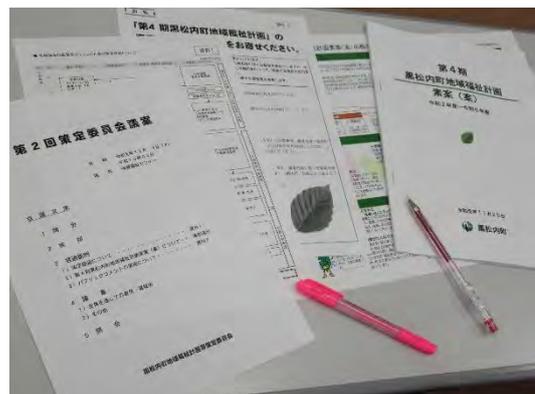
第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 5 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 23 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。







# みんなで支え共につくる<sup>ま</sup>ち<sup>ち</sup>黒松内

## 第4期 黒松内町地域福祉計画

発行 令和2年3月  
北海道 黒松内町  
〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1  
TEL 0136-72-3311 FAX 0136-72-3316  
URL <http://www.kuromatsunai.com/>  
企画編集 黒松内町保健福祉課・一般社団法人 北海道総合研究調査会 (HIT)